序　章　緑の実施計画の趣旨

序－１　はじめに

川崎市は、平成７（１９９５）年に策定、平成２０（２００８）年に改定した川崎市緑の基本計画（以下「緑の基本計画」という）を見直し、平成３０（２０１８）年３月に改定しました。

川崎市緑の実施計画（以下「実施計画」という）は、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（以下「緑の条例」という）第９条に規定する本市独自の制度で、緑の基本計画に示された３つの基本施策と緑の施策目標を着実に実行していくためのアクションプログラムとその推進管理を示すものです。

本実施計画は、緑の基本計画を改定したことに伴い、新たに「第１期緑の実施計画」として策定するものです。

序－２　緑の実施計画の考え方

１．計画の対象

緑の基本計画に示された３つの基本施策を支える実施施策に対して、それらを推進するための各事業を対象とします。

２．計画期間

緑の基本計画の計画期間は、平成３０（２０１８）年度から平成３９（２０２７）年度までの１０年間としていますが、実施計画は、緑の基本計画を着実に推進していくために、平成３０（２０１８）年度から平成３３（２０２１）年度までの４ヶ年を計画期間とします。

３．計画の推進（リーディング事業）

これまで緑の基本計画においては、対象期間１０年間におけるリーディング事業を設定した上で、実施計画の中でリーディング事業の取組目標を定め、実施計画の対象期間毎に実績を把握しながら、積極的に事業を進めてきました。

本実施計画においては、新たな緑の基本計画における施策全体の牽引役となる取組をリーディング事業と位置付け、それらを着実に実現させることを目指します。第１期目となる本実施計画では、新たな緑の基本計画を推進する足がかりとしての基盤づくりに寄与する事業を抽出し、リーディング事業に設定しています。

なお、リーディング事業については、実施計画の対象期間毎に事業の評価を行い、次期実施計画に位置付ける際には、施策全体の牽引役となる事業を改めて抽出し、リーディング事業自体を見直していくことも検討します。

本実施計画に位置付けるリーディング事業

- **新たな緑の基本計画を推進する足がかりとしての基盤づくりに寄与する事業**

4．施策目標の考え方

緑の基本計画に定めた施策目標のうち、緑の総量の目標（量的指標）については、実施計画期間において毎年度、調査等を行い集計します。緑ある暮らしを実現するための目標（質的指標）については、実施計画期間毎に、調査等を行い集計します。

5．事業実施にあたって

実施計画の対象事業は所管局が多岐にわたっているため、局間の連携を密にしながら事業を推進していくとともに、事業内容等については川崎市総合計画第２期実施計画の内容を踏まえながら調整していきます。

◆緑の基本計画と緑の実施計画の関係図

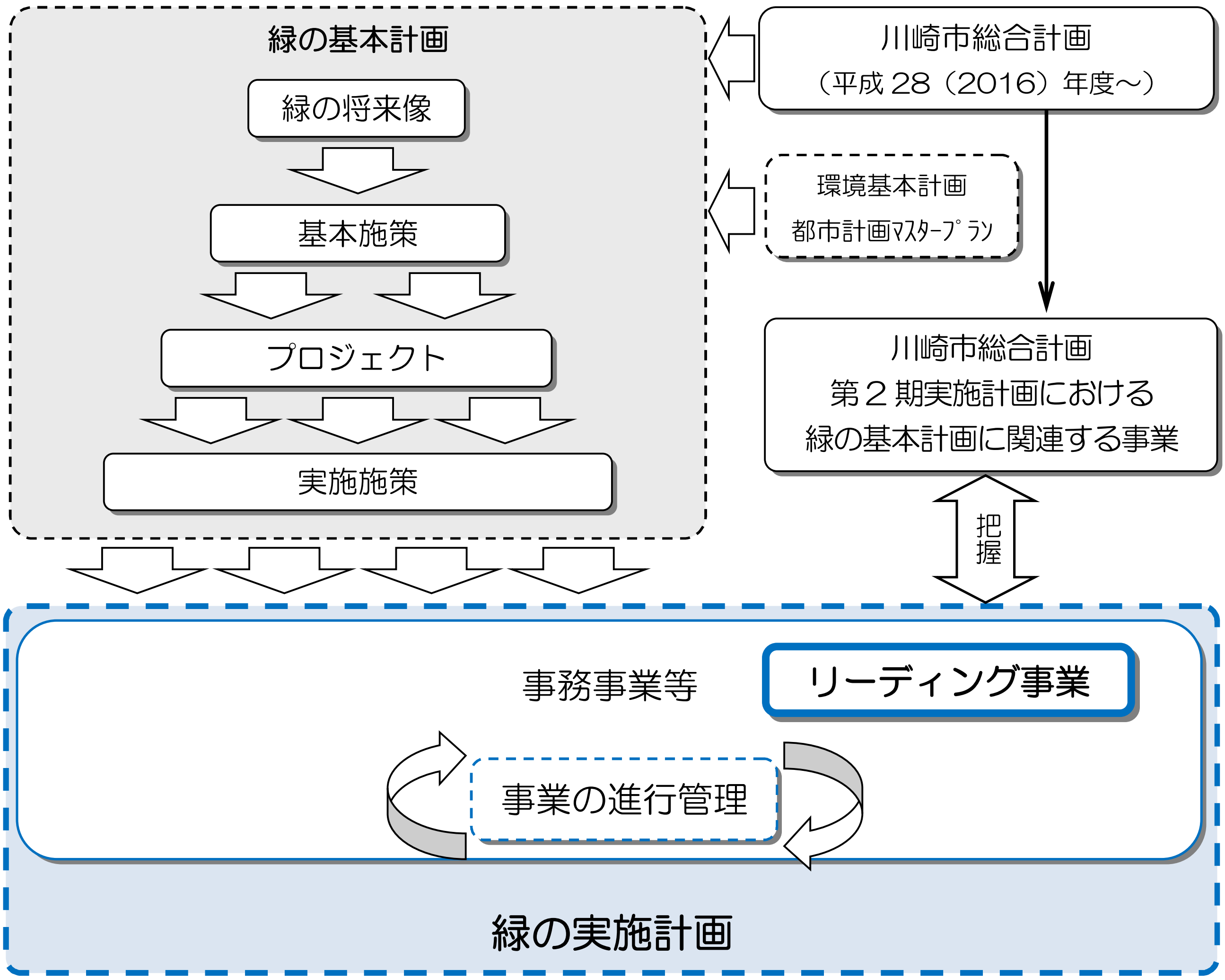

序－３　進行管理

１．進行管理の考え方

緑の条例第９条では、緑の保全及び緑化の推進のための実施計画の策定と併せて、その進行状況を毎年度環境審議会に報告し、必要な助言を得ることとしています。これに基づき、施策の推進状況を明らかにします。

進行管理にあたっては、計画（ＰＬＡＮ）・実行（ＤＯ）・評価（ＣＨＥＣＫ）・公表（ＰＵＢＬＩＣＡＴＩＯＮ）・市民意見の把握（ＬＥＡＲＮ）・改善（ＡＣＴＩＯＮ）の６つの視点を適切に運用します。

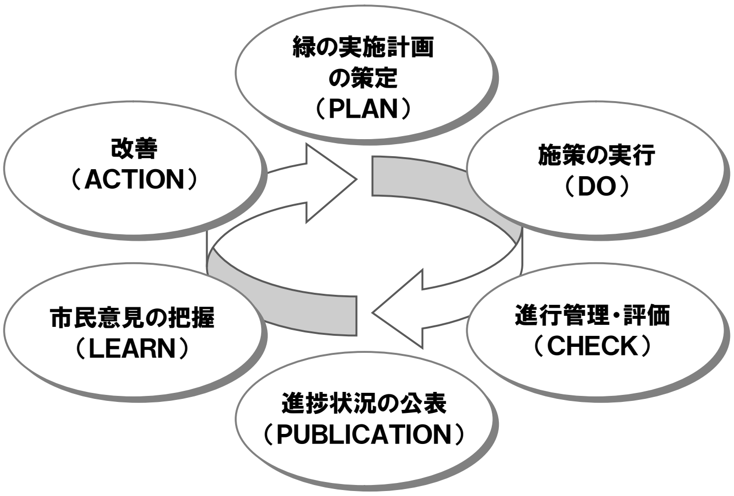

図　６つの視点（ＰＤＣＰＬＡ）に基づく進行管理のイメージ

２．実施状況の評価と公表の仕組み

◆緑の実施計画の策定（ＰＬＡＮ）

・緑の基本計画をもとに、実施計画を策定します。

・実施計画の内容は、川崎市総合計画及び実施計画との整合を図ります。

◆施策の実行（ＤＯ）

・実施計画に基づき、具体施策（事業）の推進を行います。

◆進行管理・評価（ＣＨＥＣＫ）

・実施計画の進行状況（緑の施策目標含む）は、毎年度、環境審議会に報告します。

・緑の基本計画に関連する庁内関係局からなる「川崎市緑の基本計画庁内推進会議」により、実施計画に掲げられた事業等の進行状況や情報の共有化等を図ります。

・実施計画の計画期間に取組の総括を行い、環境審議会に報告し、評価と助言を受けます。

◆進捗状況の公表（ＰＵＢＬＩＣＡＴＩＯＮ）

・実施計画の進行や環境審議会での報告内容は、市ホームページ、環境情報等の広報媒体により公表します。

・環境基本計画年次報告書に「緑の施策目標」に対する進行状況を示します。

◆市民意見の把握（ＬＥＡＲＮ）

・環境審議会での助言等や環境基本計画、新総合計画に寄せられる市民意見は、実施計画の進行にあたり、大切な評価として参考にします。

・実施計画策定の機会を活用し、広く市民意識等の把握に努め、次期実施計画の策定の参考とします。

◆改善（ＡＣＴＩＯＮ）

・環境審議会からの評価と助言の内容を参考として、実施計画の計画期間最終年度に取組の効果を点検します。

・取組の効果の点検により、必要に応じてリーディング事業や施策の見直しを実施します。

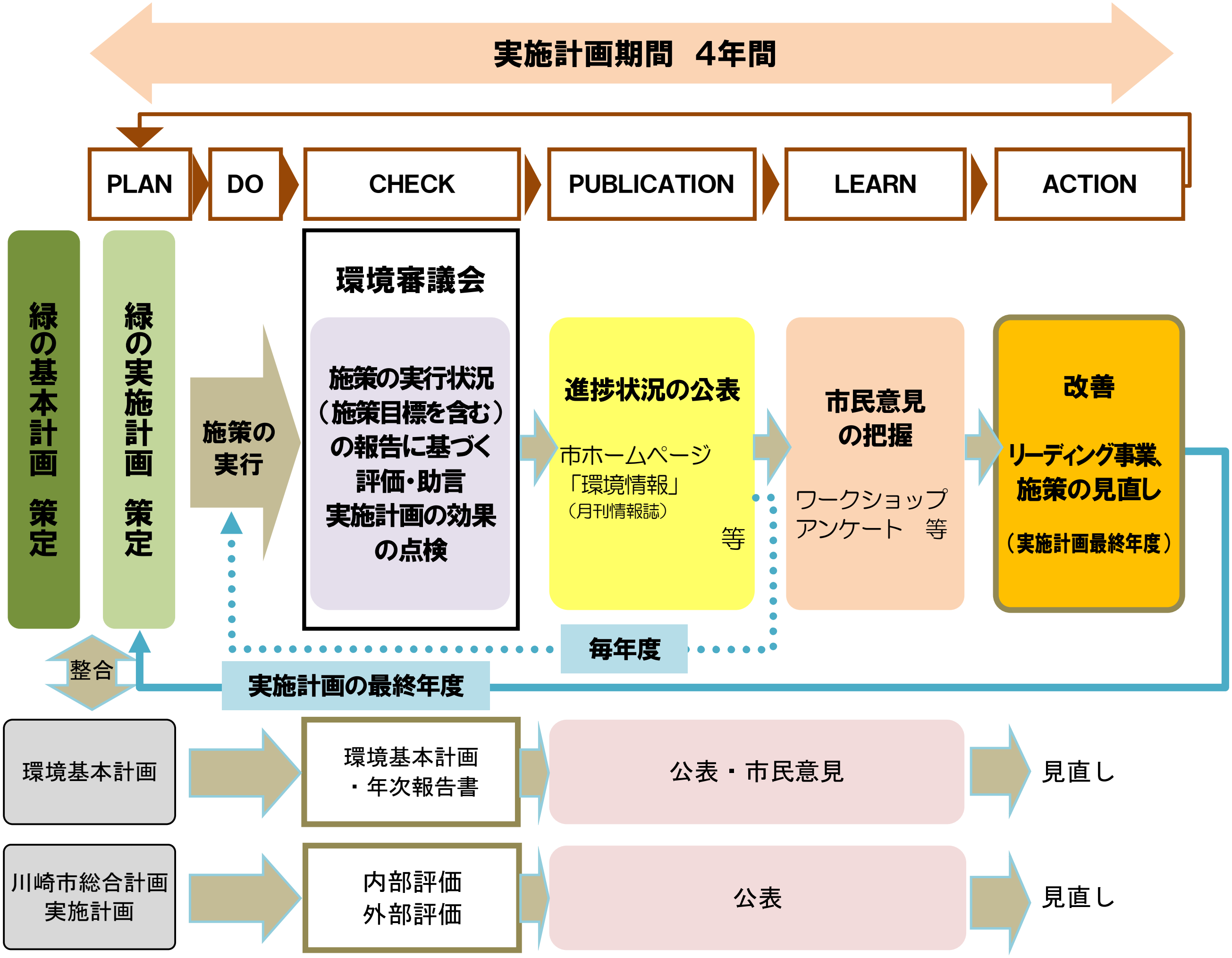

図　施策の実施状況の評価と公表の仕組み

第１章　施策体系及び主な取組

１－１　緑の基本計画の施策体系

緑の基本計画の施策体系は、次頁以降に示す体系図のとおりとなっています。なお、施策体系は次のとおりです。

〇緑の基本計画は、基本方針をもとに「基本施策」を設定しています。
〇基本施策を着実に実行するために「プロジェクト」を設定しています。
〇プロジェクトは、それぞれの内容に対応する「実施施策」の相互展開により支えられています。
〇実施施策は、様々な事務事業等により支えられています。
〇事務事業等のうち、3 つの基本施策の牽引役となる事業を「リーディング事業」と位置付けています。

基本方針

1
多様な主体の参画による持続可能な協働の仕組みの発展

2
つながりのあるみどり軸によるふるさと景観の継承と自然環境との共生

3
多様な機能を備えたみどり拠点による活き活きとした都市の形成

4
身近な緑の創出と育成による緑と水のネットワークの充実

5
質の高い緑ある暮らしを実現するグリーンコミュニティの形成
～まちの価値を高める緑のマネジメントの実行～

基本施策

Ⅰ　緑のパートナーづくり

これまでの協働の取組により全市的に緑のパートナーが広がってきたことを踏まえ、協働プログラムのさらなる推進と参画する緑のパートナーの育成・支援を核としながら、緑を通じた次世代のパートナーの核となる子どもたち健全な成育と、パートナーの活動を支える情報発信を推進する

Ⅱ　緑の空間づくり

生物多様性の保全や地球温暖化対策などに資する多様な緑について、川崎市の緑の骨格を形成する多摩丘陵軸・多摩川崖線軸・多摩川軸といった「みどり軸」、多面的な機能を有する公園や農地などの「みどり拠点」、軸と拠点をつなぐ「ネットワーク」を保全、創出、育成する

Ⅲ　グリーンコミュニティづくり

これまでに育まれてきた地域の多様な主体の連携のもと、公園緑地を、「自然環境」「歴史・文化」「都市の魅力と活力」「防災」「少子高齢化への対応」の５つの視点で活用することにより、緑を取り巻く多様な人材の参画を生み、地域財産としての緑の価値を高め、地域の誇りの醸成、さらには賑わいのあるまちへの発展を目指す

プロジェクト

Ⅰ　緑のパートナーづくり
1. 多様な主体と連携する協働プログラム推進プロジェクト
2. 緑を支える人材の育成・支援プロジェクト
3. 緑を大切にする心を育む「緑育」プロジェクト
4. 多様な主体をつなぐ情報発信プロジェクト

Ⅱ　緑の空間づくり
5. 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全・回復・育成プロジェクト
6. 多摩川の魅力向上と資源の活用プロジェクト
7. 防災減災機能を備えた公園づくりプロジェクト
8. 公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト
9. 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進プロジェクト
10. 緑と水をつなげるエコロジカルネットワーク形成プロジェクト

Ⅲ　グリーンコミュニティづくり
11. 緑による地域コミュニティ形成プロジェクト
12. 活力ある緑のまちづくりプロジェクト
13. 広域的な緑の魅力向上プロジェクト
14. 「臨海のもり」づくり推進プロジェクト

プロジェクトを支える実施施策

1　緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の促進
2　民間企業・教育機関等の参画促進
3　市民や民間企業等の緑化意識の啓発

4　緑の人材育成と活用
5　緑の活動に対する支援の充実
6 市民・民間企業の緑の取組に対する表彰等による活動意識の高揚

7　環境学習における「緑育」の充実

8　緑の魅力の発掘及び情報発信の推進
9　人材の交流、連携の推進

10　多様な機能を発揮する樹林地の保全
11　地域に残された身近な緑の継承
12　開発事業等における樹林地の保全、回復及び創出
13　保全された樹林地の適切な管理と持続的な取組
14　緑と調和した都市景観の形成

15　多摩川緑地施設の利便性向上
16　多摩川緑地の適切な管理と持続的な取組

17　公園緑地の防災機能整備推進

18　地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備推進
19　身近な公園の整備推進
20　安全安心な公園緑地づくりに向けた管理と機能の充実

21　多面的な機能を有する都市農地の保全・活用
22　持続的な営農に向けた「農」への参加と理解の促進

23　地球環境に配慮した緑化活動の推進
24 緑化助成制度の普及と充実
25　生物多様性に配慮した公園緑地の整備
26　街路樹・グリーンベルトの充実と適正な管理
27　河川等の水辺地の保全
28 公共空間の緑化推進
29　事業所による緑化の促進

30　地域コミュニティ形成の推進
31　緑を通じた防災力の向上
32　緑を通じた子育て環境の向上と健康増進

33　大規模公園緑地等における緑を核としたまちづくりの推進
34　市街地における緑とオープンスペースの確保と活用
35　公園の柔軟な運営による魅力の向上

36　緑と一体となった地域資源の保全・活用
37　地域連携による里地・里山の保全と利活用
38　多摩川の利活用による地域活性化

39　多様な主体との連携による風の道の形成
40　臨海部において市民が親しみ憩える良質な緑の創出

事務事業等

【リーディング事業のテーマ】

緑に関わる幅広いパートナーの創出

樹林地の保全と活用

多摩川緑地の整備と活用

臨海部におけるまとまりのある緑の創出

多様な機能を備えた特色のある公園づくり

地域緑化の促進による緑のまちづくり

緑を核とした地域コミュニティ形成とまちの魅力創出

１－２　リーディング事業

緑の基本計画に示された３つの基本施策を推進するための牽引役としてリーディング事業を位置付け、本実施計画の計画期間において、次に掲げる各テーマのもと、重点的に施策を展開します。

1　テーマ：緑に関わる幅広いパートナーの創出

事業のキーワード【多世代への緑のアプローチ】

【事業の概要】

緑を守り、育て、創る取組を持続的に進めていくためには、多くの人々が緑に興味を持ち続けていることが重要です。そのため、緑を活用したイベントや講習会など、子どもからお年寄りまで多くの世代が緑を知り、好きになることのできる機会を創出します。

地域住民向けイベント

2　テーマ：樹林地の保全と活用

事業のキーワード【緑地保全協定締結の推進、里山の利活用】

【事業の概要】

良好な樹林地の恒久的保全を目指し、地権者への保全制度の理解促進を図ることのできる出発点として、緑地保全協定の普及啓発、締結を進めます。また、樹林地環境を保全しつつ、散策やレクリエーション等で自然を楽しめる里山資源の整備・検討を進めます。

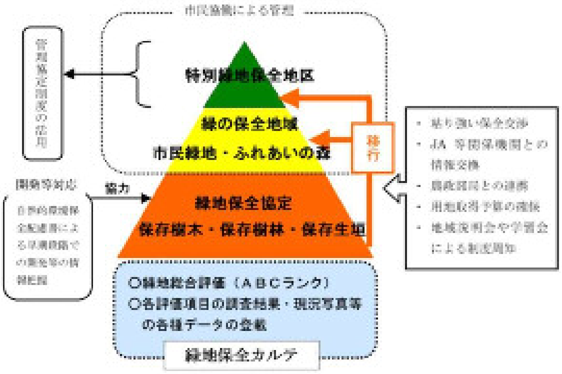

川崎方式による樹林地の保全施策の推進

3　テーマ：多摩川緑地の整備と活用

事業のキーワード【水辺空間の活用を進めるための基盤の充実】

【事業の概要】

多摩川の広大な空間や魅力的なロケーションを活かすため、上平間・古市場地区のスポーツ施設の利便性を高める再整備や、サイクリングコースの延伸を目指した取組を進めます。

また、集客を生み、魅力を広く発信できるようなイベントなど、多摩川の利活用による賑わいの創出に向けた取組を、民間活力の導入を検討しながら進めます。

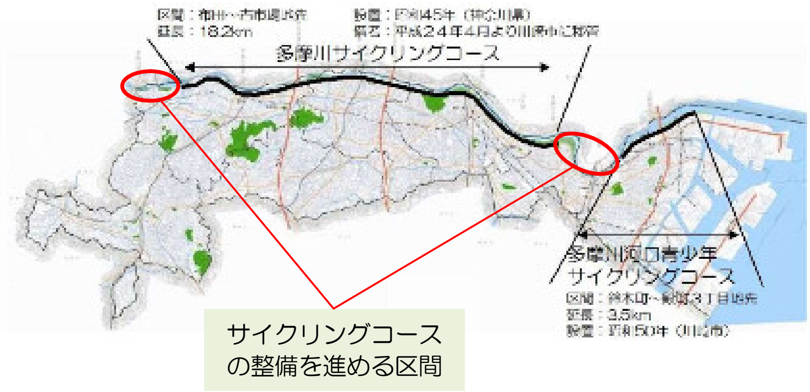

多摩川サイクリングコースの充実

4　テーマ：臨海部におけるまとまりのある緑の創出

事業のキーワード【共通緑地の創出に向けた検討】

【事業の概要】

臨海部地域では、各事業所において緑地の創出が求められていますが、事業所敷地内の緑地の一部を集合化し、市民に開放するなど、まとまりのある緑地創出のあり方について調査・研究を行い、協働で緑地の整備・管理を行うことのできる最適な仕組みの検討を進めます。

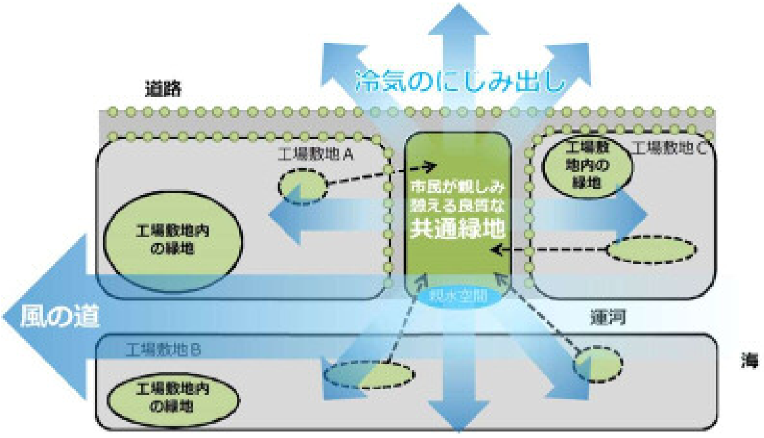

共通緑地のイメージ

5　テーマ：多様な機能を備えた特色ある公園づくり

事業のキーワード【大規模公園緑地等の魅力創出】

【事業の概要】

　まちの顔として魅力を高める必要のある公園については、民間活力の導入や、多様な主体との連携を図りながら整備・管理運営を進めます。

生田緑地

【主要な公園の方向性】

- **富士見公園：**富士見公園再編整備基本計画を策定し、計画に基づき、エントランス広場やプロムナードの整備などを進めます。
- **等々力緑地：**硬式野球場の整備や、東京２０２０オリンピック・パラリンピック事前キャンプに向けた陸上競技場の改修などを進めます。
- **生田緑地：**適正な植生管理に向けて、植生管理計画の段階的な追加・更新を進めます。ばら苑については、通年開放や有料化も視野に入れ、利便性や魅力の向上に資する取組を進めます。
- **夢見ヶ崎公園：**サポーター制度を活用した管理運営手法の検討や、老朽化等により魅力が減退している施設、獣舎のリニューアルに向けた取組を進めます。

6　テーマ：地域緑化の促進による緑のまちづくり

事業のキーワード【１５０万市民による持続的な緑化の推進】

【事業の概要】

都市を緑や花で彩るためには、市民、企業、行政などの協働による緑化活動が欠かせないことから、それぞれが取り組める緑化メニューの提供を進めます。特に、１５０万人を超えた市民への緑化意識の普及啓発に努めます。

また、地域緑化推進地区計画の認定や、緑化推進重点地区計画の改定、１００万本植樹運動などを通じて、緑化のための基盤づくりを進めます。

地域緑化推進地区（渡田山王町）

7　テーマ：緑を核とした地域コミュニティ形成とまちの魅力創出

事業のキーワード【公園の有効活用に向けた手法の確立】

【事業の概要】

身近な緑（街区公園等）を活用した地域の多様な主体の連携や多世代交流を進め、住民同士の顔の見える関係づくりを促進し、地域防災力の向上、子育て環境の向上、高齢者の健康増進等を図ります。また、多様なニーズに対応した公園利用のルールづくりなど、公園を柔軟に利活用する取組を進めます。

さらに、こすぎコアパークにおける地域と連携した空間活用の促進や、改正都市公園法に位置付けられたP-PFIの検討など、都市拠点の賑わい創出に向けた公園活用の取組を進めます。

公園における防災訓練

１－３　実施施策を支える事業の概要

緑の基本計画では、プロジェクトの必要性をもとに実施施策を掲げています。ここでは、実施施策を支える事業の概要とその進行を示します。

なお、緑の保全・創出・育成等を主目的としない事業であっても、緑の取組に間接的な関わりが望める事業については、実施施策を支える事業として位置付けています。

基本施策Ⅰ　緑のパートナーづくり

プロジェクト１　多様な主体と連携する協働プログラム推進プロジェクト

実施施策１　緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の促進

■さまざまな主体の参加促進

緑を実感できる質の高い居住環境を形成していくためには、地域を構成するさまざまな主体の持続的な参加と連携が大切です。こうしたことから、気軽に参加できる取組や、他分野と連携した取組など緑に触れてもらうきっかけを作るとともに、多様な手法により効果的な情報発信を行い、協働の裾野を広げる取組を進めます。

■さまざまなボランティア団体の設立・活動継続の促進

緑に関するボランティアについては、公園等の維持管理を支える公園緑地愛護会や管理運営協議会、街路樹の維持管理を支える街路樹等愛護会、緑の保全や緑化の推進を支える緑の活動団体、河川の維持管理を支える河川愛護ボランティアなど、さまざまな地域活動団体が結成されています。

今後も、多様な主体によるボランティアの輪を広げ、これらの活動団体の設立を促進するとともに、持続的な地域活動を行うための支援を図ります。

【実施施策に位置づける事業】

事業名	所轄局	概要	事業内容・目標			
			平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 身近な公園緑地等の管理運営事業	建設緑政局	管理運営協議会等の設立促進と活動支援を行い、市民等との協働による公園緑地等の適切な維持管理を進めます。	●管理運営協議会等の設立促進と活動支援 ●若い世代の参画促進に向けた取組の検討と推進			
○ 緑のボランティアセンター事業	建設緑政局	公益財団法人川崎市公園緑地協会の「緑のボランティアセンター」の運営を支援し、緑の活動団体等の参画を促進します。	●緑の活動団体等の設立促進と活動支援			
○ 河川・水路維持補修事業	建設緑政局	市民との協働による河川及び水路の適切な維持管理を進めます。	●河川愛護活動への支援、参加団体との意見交換			
○ 水辺の愛護活動事業	多摩区役所	町内会・自治会等による二ヶ領用水の清掃・愛護活動を支援し、緑豊かな水辺空間づくりと、区民の環境愛護活動を推進します。	●区民による二ヶ領用水の清掃・愛護活動に対する支援・協力			
○ 公園等を活用したイベント推進	庁内関係局	多様な主体が公園や緑に触れるきっかけとなるイベントを開催します。	●花と緑の市民フェア、ふれあい公園等の実施			

実施施策２　民間企業・教育機関等の参画促進

■民間企業や教育機関との協働による緑の保全・活用の取組の促進

　良好な里山環境の保全を目指すため、民間企業・教育機関等の協力を得て、里山の将来像や保全のあり方などについてワークショップでの検討により、保全管理計画を策定し、実践的な里山の保全活動を行う「かわさき里山コラボ」事業を実施しています。今後も民間企業・教育機関等との協働により、里山の保全や再生に向けた取組を推進します。

　また、教育機関による樹林地等をフィールドとした調査・研究や、民間企業の緑資源を活かす技術力と連携し、新たな樹林地等の管理手法や緑資源の活用手法の構築に向けた検討を進めます。

■民間企業による緑化の取組の促進

　地域環境の向上には、民間企業における緑の創出等、企業の地域社会への参画等が大きな役割を果たします。

　こうしたことから、民間企業の地域環境の向上に向けた活動や環境負荷軽減に向けた取組を促進するため、事業所緑化協定の締結やみどりの事業所推進協議会への加盟促進など、さまざまな機会を通じて協働、連携を進めます。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 都市緑化推進事業	建設緑政局	事業者との協働による緑化の推進、普及啓発を行い、環境の改善、景観向上に向けたまちづくりを進めます。	**●事業所緑化協定の締結及びみどりの事業所推進協議会への加盟促進** →	→	→	→
○ 保全管理計画策定事業	建設緑政局	企業、教育機関などと協働して緑地保全計画を作成し、植生管理など保全緑地の適正な管理を進めます。	**●企業、教育機関等の協働による緑地保全の取組「かわさき里山コラボ」事業の推進** →	→	→	→
○ 産学公民連携事業	環境局	川崎市のフィールド等を活用した産学公民の多様な主体との連携により、地域の環境課題の解決や環境技術の市内集積などによる環境改善を目指した共同研究を実施します。	**●環境技術産学公民連携共同研究事業の推進（公募型5件・連携型1件）** → **●共同研究事業に関する情報発信（セミナー開催・川崎国際環境技術展への出展）** →	→	→	→

実施施策３　市民や民間企業等の緑化意識の啓発

■市民、民間企業等との協働による植樹運動の推進

　ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上などに向けて、市政１００周年を迎える平成３６（２０２４）年までに、市民、民間企業、NPO、教育・研究機関、行政の協働による１００万本植樹運動を推進しています。

　今後も、この運動を更に拡大させながら、市民一人ひとりの緑化意識を高め、１５０万市民による緑化推進を図ります。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 市民100万本植樹運動事業	建設緑政局	ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上等に向け、市制100周年を迎える平成36年までに市民・事業者との協働により、100万本の植樹を目指して植樹運動を推進します。	**●市民100万本植樹運動の推進** ○協働の取組による植樹運動の推進 ・行政・事業者・個人の植樹の取組の推進の継続実施 →	→	→	→
			○イベント等による植樹運動の推進 ・市民100万本植樹運動植樹祭の開催の継続実施 →	→	→	→

プロジェクト２　緑を支える人材の育成・支援プロジェクト

実施施策４　緑の人材育成と活用

■緑の人材バンクの充実と活用

　花と緑のまちづくり講座等の各講座修了者などの技術・知識を有する人材を人材バンクに登録し、各種講座における実作業支援要員等として育成した人材の活用を推進するとともに、人材の更なるスキルアップを図っています。

　今後も、人材バンクへの登録者を増やすことでバンク機能を充実させ、さらに、地域課題の解決の糸口として、人材バンク登録者の活用に努めます。

■ボランティアの育成推進

　ボランティア活動に必要となる知識や技能を習得できる各種講座を実施し、さまざまなフィールドで活躍できるボランティアの育成を図ります。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 緑のボランティアセンター事業	建設緑政局	公益財団法人川崎市公園緑地協会の「緑のボランティアセンター」の運営を支援し、緑のボランティアの育成・活用を進めます。	**●緑の人材バンク登録と樹林地の維持管理等への人材の活用（里山での活動に向けた基礎的知識や、枝打ち、竹林の管理法、観察会などのフィールド学習など）**			
			●里山ボランティア育成講座、花と緑のまちづくり講座等の開催			
○ 環境教育推進事業	環境局	環境配慮の考え方が定着することにより、市民・事業者・行政が協働して環境保全に取り組むことができるよう、教育プログラム、人材育成、情報発信を充実します。	**●地域環境リーダーの育成**			
			・育成講座の実施			
			・地域環境リーダー数：324人以上	・地域環境リーダー数：332人以上	・地域環境リーダー数：341人以上	・地域環境リーダー数：350人以上
○ 公園緑地の適正管理	建設緑政局	ばら苑の開催に向けて、市民ボランティアと協働した適正な維持管理を行います。	**●生田緑地ばら苑ボランティアの活用の推進**			
○ 担い手・後継者育成事業	経済労働局	今後の本市農業を担う経営感覚に優れた農業者(担い手)の育成・確保を目的として、女性・青年農業者団体が行う活動への支援を通じ、農業者同士のネットワークづくりを図るとともに、研修会の開催や認定農業者等の経営改善計画の達成に向けた支援を実施します。	**●女性農業者団体の活動に対する支援**			
			○農業者間の情報共有、経営能力の向上、市民の農業理解の促進への支援の推進			
			支援回数：18回以上	支援回数：18回以上	支援回数：18回以上	支援回数：18回以上
			●担い手の育成・確保に向けた農業体験への支援			
			○青年農業者団体が開催する農業体験への支援の促進			
			支援回数：2回以上	支援回数：2回以上	支援回数：2回以上	支援回数：2回以上
			●経営能力の向上を目的とした研修会の開催			
			○担い手・後継者向けの経営能力向上を目的とした研修会の実施			
			開催数：2回以上	開催数：2回以上	開催数：2回以上	開催数：2回以上
○ 援農ボランティア育成・活用事業	経済労働局	都市農地を保全し、農業の担い手の高齢化や減少に対応するため、市民ボランティアの育成・活用を推進します。	**●援農ボランティアの育成**			
			○育成事業の推進			
			ボランティア数：累計97人以上	ボランティア数：累計112人以上	ボランティア数：累計112人以上	ボランティア数：累計127人以上
			●講座修了後の援農ボランティアの活用促進に向けた支援			
			・援農ボランティアの活用促進に向けた支援の継続実施			

実施施策５　緑の活動に対する支援の充実

■緑のボランティアセンターを通じた支援の充実

緑のボランティア活動をより効果的に支援していくことを目的として、（公財）川崎市公園緑地協会に緑のボランティアセンター機能を備え、緑のボランティア活動に関する助成やアドバイス、情報の提供、活動器具の貸し出しなどを行っています。今後も、さまざまな市民活動のニーズに応えられる機能の充実に努め、緑のボランティアの活動支援を推進します。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 緑のボランティアセンター事業	建設緑政局	公益財団法人川崎市公園緑地協会の「緑のボランティアセンター」の運営を支援し、緑のボランティアの人材の育成・活用、活動支援、交流促進を進めます。	**●緑のボランティアの活動支援（助成金の交付、情報提供、器具貸し出し等）** →			

実施施策６　市民・民間企業の緑の取組に対する表彰等による活動意識の高揚

■緑の取組に対する表彰等の実施

緑化ポスター（緑のコンクール）、市主催による環境功労者表彰及びわがまち花と緑のコンクール、国等の主催による緑化コンクール、都市緑化功労者及び団体の表彰への推薦等、市民や民間企業等による緑の活動等を高く評価し、顕彰する機会の充実に努めます。

■民間企業の環境配慮意識の向上

民間企業の環境配慮行動を評価し、民間企業のイメージアップや、地域貢献への発展へとつなげていくため、国連グローバル・コンパクトの推進のもと、川崎市建築物環境配慮制度（CASBEE 川崎）の普及、促進に努めます。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 緑のボランティアセンター事業	建設緑政局	公益財団法人川崎市公園緑地協会の「緑のボランティアセンター」の運営を支援し、優れた緑の景観等の表彰を進めます。	**●「わがまち花と緑のコンクール」の開催** →			
○ 環境功労者表彰事業	環境局	地域環境の向上等に顕著な功績のあった個人・団体を表彰するとともに、その活動等について広く情報発信します。	**●川崎市環境功労者の表彰式** →			
○ 建築物環境配慮推進事業	まちづくり局	高い省エネ性能を有するなど環境への配慮に関する自主的な取組を促し、環境負荷の低減を図り、環境配慮建築物が評価される市場の形成を推進します。	**●「建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）」の適正かつ効率的な運用**			
			申請件数：100件	申請件数：100件	申請件数：100件	申請件数：100件
			●説明会等による環境配慮建築物に関する普及・啓発			
			実施回数：4回以上	実施回数：4回以上	実施回数：4回以上	実施回数：4回以上

プロジェクト３　緑を大切にする心を育む「緑育」プロジェクト

実施施策７　環境学習における「緑育」の充実

■自然環境を知る機会の充実

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」や、川崎市の「環境教育・学習基本方針」の趣旨を受け、次世代を担う子供たちに、まず自然環境の尊さ・面白さを知ってもらうことを目的として、市内外の農や緑、水辺環境などを活用した体験活動・学習機会を、市民活動団体や事業者等との協働により創出します。また、市には森・里・川・海などの多様な環境が存在するため、普段の生活行動圏で触れることのできないこれらの自然環境について、他地域との交流・連携により、知る機会の創出に努めます。

■環境課題の解決に向けた取組の推進と理解の促進

地球温暖化の進行や生物多様性の喪失などの地球レベルの環境問題や、資源循環・水環境といった市を取り巻く環境課題について、子どもたちの環境への意識醸成、問題意識を高めるため、ビオトープや身近な自然のほか、環境に関する学習施設を活用した知識習得を促進するとともに、緑を取り巻く環境問題を幅広く学習できる環境副読本について、その内容の充実を図ります。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 緑のボランティアセンター事業	建設緑政局	公益財団法人川崎市公園緑地協会の「緑のボランティアセンター」の運営を支援し、川崎の緑を守り育てる子どもたちの応援を進めます。	**●こども黄緑クラブの実施（年4回）** →			
○ 夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業	建設緑政局	動物とのふれあいや環境学習の場の創出に向けた取組を進めます。	**●公園や地域のにぎわい創出に向けた取組の推進**			
			○魅力向上に向けた取組の推進			
			・動物園まつりの実施			
			・飼育の日イベントの実施			
			・サマースクールによる飼育体験を通じての環境教育			
			・自然保護に関する学習の場の提供			
○ 環境総合研究所環境教育推進事業	環境局	市民団体や企業など多様な主体と連携しながら、体験型の環境教育・学習を実施し、環境問題を知り、行動できる人材を育成します。	**●環境に関するセミナーや生き物観察会等の環境学習講座の実施**（H28 参加者：647名参加） →			
			●環境学習用冊子（「水辺の生きもの」等）の配布 →			
			●環境学習学生サポーター制度の市民等への周知 →			
			●ホームページ等を活用した環境学習に関する情報提供の検討 →			
○「エコシティたかつ」推進事業	高津区役所	地球温暖化等に対する取組を、地域レベルにおいて多様な主体との連携により推進し、持続可能な社会（エコシティ）の形成をめざします。	**●区内小学校等のビオトープを活用した環境学習の推進**			
			・「学校流域プロジェクト」事業手法・内容の検討・実施	→		
			・教職員向け研修会実施回数：1回	・教職員向け研修会実施回数：1回	・教職員向け研修会実施回数：1回	・教職員向け研修会実施回数：1回
			・エコシティたかつ推進フォーラム開催回数：1回	・エコシティたかつ推進フォーラム開催回数：1回	・エコシティたかつ推進フォーラム開催回数：1回	・エコシティたかつ推進フォーラム開催回数：1回
			●生物多様性・保水力向上を図る市民協働の実践的取組「たかつの自然の賑わいづくり事業」の実施			
			○児童向けイベント「たかつ生きもの探検隊」・市民向けイベント「たかつ水と緑の探検隊」の実施			
			実施回数:各1回	実施回数:各1回	実施回数:各1回	実施回数:各1回
			●地球温暖化適応策・生物多様性保全に関する意識啓発及び「エコシティたかつ」の理解促進			
			○区内企業・団体で実施している取組等を見学する「たかつエコシティツアー」の実施			
			実施回数:1回	実施回数:1回	実施回数:1回	実施回数:1回

【実施施策に位置づける事業】

事業名	所轄局	概要	事業内容・目標			
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 青少年教育施設の管理運営事業	こども未来局	団体宿泊生活や野外活動を通じて心身ともに青少年の健全な育成を図るとともに、子どもの遊び、活動の促進に向けた場を提供します。	**●八ヶ岳少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等の実施**			
			利用人数:96,000人以上	利用人数:96,000人以上	利用人数:96,000人以上	利用人数:96,000人以上
			●黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動等の実施			
			利用人数:31,000人以上	利用人数:31,000人以上	利用人数:31,000人以上	利用人数:31,000人以上
			●子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等の実施			
			利用人数:92,000人以上	利用人数:92,000人以上	利用人数:92,000人以上	利用人数:92,000人以上
			●青少年の家における団体宿泊活動等の実施			
			利用人数:34,000人以上	利用人数:34,000人以上	利用人数:34,000人以上	利用人数:34,000人以上
○ 農業体験提供事業	経済労働局	市内農業情報、地域情報を発信し、都市農業への理解が深まるよう取り組みます。	**●農業者が開設する市民ファーミング農園や農作業の指導を行う体験型農園の普及支援**			
			・市民ファーミング農園や体験型農園の普及・運営支援の継続実施	→	→	→
○ 環境教育推進事業	環境局	環境配慮の考え方が定着することにより、市民・事業者・行政が協働して環境保全に取り組むことができるよう、教育プログラム、人材育成、情報発信を充実します。	**●「環境教育・学習基本方針」に基づく環境教育の総合的な推進**			
			○市民活動団体、事業者等との協働・連携による環境教育の推進			
			・環境教育の推進の継続実施	→	→	→
			●環境副読本作成による環境教育の充実			
			・環境副読本(幼稚園、小・中学校用)の作成等の継続実施	→	→	→
○ 里山再生事業	建設緑政局	緑の基本計画において「緑と農の3大拠点」として位置付けられている黒川、岡上、早野地区において、緑や農に触れる機会の充実を図ります。	**●岡上、早野地区の市民、大学、小学校との連携による保全活動・環境教育の取組の推進**			
			継続実施	→	→	→
○ 多摩川市民協働推進事業	建設緑政局	市民との協働により、環境学習や体験活動の取組を進め、さまざまな機会を通して多摩川の魅力を発信します。	**●水辺の楽校の活動支援**			
			・活動支援の継続実施	→	→	→
			●二ヶ領せせらぎ館や大師河原水防センターによる情報発信拠点の取組の推進			
			・情報発信の継続実施	→	→	→
○ 水質汚濁防止対策事業	環境局	水環境保全の啓発のためのイベント等を開催します。	**●水環境保全に係る普及啓発の推進**			
			○イベントの開催等の普及啓発の実施			
			イベント開催数:2回	イベント開催数:2回	イベント開催数:2回	イベント開催数:2回
○ 多摩川環境啓発展示事業	多摩区役所	多摩川に生息する淡水魚等を多摩区総合庁舎アトリウムで飼育展示し、多摩川への愛着を深め、環境意識の啓発を図ります。	**●季節に応じた魚類の展示パネルの掲出**			
			→	→	→	→
			●水槽の維持管理			
			→	→	→	→

プロジェクト４　多様な主体をつなぐ情報発信プロジェクト

実施施策８　緑の魅力の発掘及び情報発信の推進

■効果的な緑の情報発信の推進

緑の普及、啓発を進めるために、市民にわかりやすい内容となるよう、リーフレットやパンフレット等の充実に努めます。

また、SNS、かわさきイベントアプリなど新たな媒体を活用するとともに、さまざまな主体と連携し、市民目線による効果的な方法で情報発信を進めることにより、分かりやすく、手に取りやすい情報の提供、内容の充実を図ります。

■「緑豊かな川崎」のイメージＰＲの充実

四季の彩りを織りなす生田緑地、里地・里山の景観を形成している黒川地区の特別緑地保全地区、母なる川である多摩川、臨海部における港湾緑地や運河による港の風景などは、川崎市のイメージアップと観光資源として重要な自然的環境資源です。

こうした緑のストックについては、シティセールスや観光資源の観点はもとより、平成３２（２０２０）年に開催される東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会も踏まえ、国等との連携を視野に入れた魅力ある緑のイベントの実施や参画を進めるなど、「緑豊かな川崎」を PR するための積極的な活用を行います。

■緑の実態調査の実施

緑を取り巻くさまざまな状況を適切に把握し、市民の緑への関心を高めるため、自然的環境資源の分布の経年変化や、動植物、水生生物の生息・生育状況、湧水、河川の水質等の調査を実施します。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標 平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 多様な手法による情報発信	建設緑政局	多様な媒体・ステークホルダーとの協働による情報発信を推進します。	**●情報発信手法の検討、推進**			
			→	→	→	→
○ 緑の基本計画推進事業	建設緑政局	川崎の緑の分布を調査し、経年変化等の把握を図ります。	**●自然的環境分布の調査**			
			→	→	→	→
○ 生物多様性推進事業	環境局	地域に息づく生き物の生育環境の保全、普及啓発などの取組を進めます。	**●「生物多様性かわさき戦略」に基づく事業の推進**			
			・事業実施	→	→	・新たな戦略に基づく事業の実施
			●生物多様性の保全に関する普及啓発・体験学習の実施			
			・継続実施	→	→	→
			●「生物多様性かわさき戦略」の改定			
			・調査・検討	→	・調査・検討・改定	
○ 緑地保全事業	建設緑政局	緑地の実態調査を行い、緑地の現状の把握に努めます。	**●緑地の実態調査、緑地保全カルテの更新**			
			→	→	→	→
○ 都市環境研究事業	環境局	地球温暖化対策及びヒートアイランド現象に関するデータの収集・解析・研究等を行います。	**●地球温暖化対策に関する調査研究の推進（温室効果ガス排出量・気候変動）**			
			→	→	→	→
			●ヒートアイランド現象に関する調査研究の推進（市内気温分布・熱中症）			
			→	→	→	→
			●調査結果に関する情報発信			
			→	→	→	→
○ 御幸公園梅香事業	幸区役所	梅林の復活と地域コミュニティの活性化に向けた取組を「御幸公園梅香（うめかおる）事業推進計画」に基づき区民との協働で実施し、市制100周年に向けて、区の魅力向上を図ります。	**●御幸の歴史・文化の伝承に向けた取組の推進**			
			○歴史文化に関する講演会の実施			
			実施回数：1回			
			○梅の花や祭りの風景など梅に因んだ写真展の開催			
			実施回数：1回	実施回数：1回		

【実施施策に位置づける事業】

事業名	所轄局	概要	事業内容・目標			
			平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 観光振興・タウンプロモーション推進事業	多摩区役所	自然や文化施設といった豊富な地域資源を活用し、多様な主体との協働により、区の魅力を内外に積極的に発信し、タウンイメージの向上と地域の活性化につながる取組を進め、住みよい、賑わいと魅力あるまちづくりを推進します。	**●多様な地域主体と協働・連携した地域資源の魅力発信**			
			○観光ガイドブック、ガイドマップ等の作成			
			年1回更新・発行	年1回更新・発行	年1回更新・発行	年1回更新・発行
			○広報物を活用した地域イベント等でのプロモーション活動			
			・PRの継続実施	→	→	→
			○ホームページの充実、情報発信			
			・随時情報更新、アプリの改修	・随時情報更新	→	→
			○区民によるガイドツアーの実施			
			開催回数：7回	開催回数：7回	開催回数：7回	開催回数：7回
			○関係各施設等との横断的取組による魅力発信			
			・動画の活用によるPRの推進	→	→	・動画を活用したPRの見直しの実施
			・東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を視野に入れたPR動画利活用の検討			
			・魅力発信に向けた関係各施設等との検討	・検討に基づいた事業等の実施	→	→
			● 「ピクニックタウン多摩区」をキーワードとしたまちの賑わいとタウンイメージの向上を図る取組の推進			
			○ピクニックを楽しむことをテーマとした地域活性化イベント等の開催			
			・地域資源を活用したイベント等の実施	→	→	→
			○SNSを活用した生田緑地、多摩川等で実施されるイベント情報の発信			
			・情報の発信の継続実施	→	→	→
			●地域観光の活性化に向けた支援			
			・地域行事・イベントの広報支援の継続実施	→	→	→
			●地域が主体となった都市間交流の実施			
			・観光協会を通じた交流都市との交流の継続実施	→	→	→
○ あさお観光資源の魅力紹介事業	麻生区役所	観光ガイドブックの改訂、観光写真コンクール及び禅寺丸柿のPRなどにより、区の魅力を発信し、区のイメージアップや地域の活性化を促進します。	**●区の観光資源の魅力発信**			
			・観光写真コンクールの開催		・観光写真コンクールの開催	
			・応募者数の拡大及び優秀作品の更なる活用の検討	・検討結果を踏まえた広報の実施	→	→
				・観光ガイドブックの改訂・発行		・観光ガイドブックの改訂・発行
			●「禅寺丸柿の日」イベントの開催			
			○麻生観光協会との協働による柿もぎ体験等のイベントの開催			
			開催回数：2回	開催回数：2回	開催回数：2回	開催回数：2回
			●麻生観光協会等と連携した区の花「ヤマユリ」の広報活動の実施			
			・HP等を活用したPRの継続実施			

実施施策９　人材の交流、連携の推進

■活動団体の交流促進

　緑のボランティアセンターの交流機能を強化し、緑を支える人材同士が互いの活動について情報共有を行う取組を支援します。また、環境パートナーシップかわさきの取組をはじめとした人材交流の場を活用し、活動団体同士が意識を高めあい、活動の発展につながる機会の充実に努めます。

【実施施策に位置づける事業】

事業名	所轄局	概要	事業内容・目標			
			平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 環境パートナーシップかわさき事業	環境局	市民・事業者・行政からなる「環境パートナーシップかわさき」の開催により、環境問題対策の協議や情報交換等を通じて、地域における環境保全活動を促進します。	**●環境パートナーシップかわさき活動の支援**			
			→	→	→	→
○ 緑のボランティアセンター事業	建設緑政局	公益財団法人川崎市公園緑地協会の「緑のボランティアセンター」の運営を支援し、緑のボランティアの交流促進を進めます。	**●緑のボランティア交流イベントの開催**			
			→	→	→	→

プロジェクト５　多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全・回復・育成プロジェクト

実施施策１０　多様な機能を発揮する樹林地の保全

■特別緑地保全地区の指定拡大

　風致や景観に優れ、動植物の生息・生育地として保全する必要がある樹林地については、都市緑地法による「特別緑地保全地区」の指定に向け、地権者への制度の普及・理解促進と良好な協力関係の創出に努めます。加えて、多様な主体との連携により、地権者が特別緑地保全地区を保持し続けられるような手法を検討します。

■緑の保全地域の指定拡大

　市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められる樹林地や、水辺地と一体になった樹林地等については、緑の条例で定める「緑の保全地域」の指定に向け、地権者への制度の普及・理解促進と良好な協力関係の創出に努めます。

■緑地保全協定の締結拡大

　緑地保全協定は、「川崎市緑地保全事業要綱」により、地権者と一定の期間について樹林地保全の協定を締結する制度です。この制度は、樹林地の保全制度を地権者の方々に理解をしていただく第一歩として有効であることから、地権者に対して樹林地の保全意識の向上・普及を進め、樹林地保全を支える基礎的制度として協定締結の拡大に努めます。

■ふれあいの森（市民緑地）の保存契約の推進

　樹林地の保全を進めるとともに市民に身近な自然に親しんでもらうことを目的に、「ふれあいの森」の設置や、都市緑地法による「市民緑地制度」の活用の検討を進めます。

■樹林地保全における協働の取組の拡大

　民間の地権者が所有する樹林地の保全を進めていくためには、樹林地の存する地域の情報に精通する市民及び活動団体の協力が欠かせないことから、関係者との意見交換等を通じて、樹林地保全に関する市民等の主体的取組の把握に努めたり、地域における土地利用の動向に関する情報提供を受けたりするなど、多様な主体が協働できる保全の取組の拡大を図ります。

【実施施策に位置づける事業】

事業名	所轄局	概要	事業内容・目標			
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 緑地保全事業	建設緑政局	緑地保全の推進により、市域の都市景観の向上、地球温暖化対策、生物多様性の保全等を図ります。	●特別緑地保全地区等の緑地保全に向けた取組の推進			
			・現状等調査、地権者交渉	→	→	→
			●特別緑地保全地区における買入れ申出に伴う土地の取得			
			・土地取得の継続実施	→	→	→
			●企業や教育機関等の参加による保全活動の実施			
			・保全活動の継続実施	→	→	→
			●市民利用のための施設整備			
			・施設整備の検討	・施設整備の設計	・施設整備（久末イノ木特別緑地保全地区）	・施設整備の検討
○ 保全緑地管理事業	建設緑政局	地権者の協力を得て良好な樹林地を借り受け、散策路やベンチなどを設けて自然とふれあえる憩いの場として整備を推進します。	●「ふれあいの森」の設置、利便施設等の整備			
			→	→	→	→

実施施策１１　地域に残された身近な緑の継承

■保存樹木・樹林・生垣の指定

　高さ１０ｍ以上、幹周１．０ｍ以上または株立ちした樹高が３ｍ以上で樹容が優れている樹木は樹木所有者の理解と協力を得ながら、「保存樹木」として維持及び指定拡大に努めます。また、市街地において貴重な緑である概ね３００㎡以上の社寺林等については、所有者の理解と協力を得ながら、「保存樹林」として維持及び指定拡大に努めます。さらに、市街地にあって優れた形状の生垣は、身近なまちの景観を向上させる効果的な自然的環境資源であるため、今後も所有者の理解と協力を得ながら、「保存生垣」の維持及び指定拡大に努めます。

■まちの樹の保全

　まちの中で、目印となり、待ち合わせ場所として市民に親しまれている樹木や名木・古木・伝承のある樹木や景観的に重要な樹木など、まちのシンボルとなっている樹木を「まちの樹」として指定しています。今後も所有者の理解と協力を得ながら、樹木の維持及び保全に努めます。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 保全緑地管理事業	建設緑政局	地域に残る貴重な樹木・樹林等の維持、保全を進めます。	**●保存樹等の協定の締結、まちの樹の維持保全** →			

実施施策１２　開発事業等における樹林地の保全、回復及び創出

■自然的環境保全配慮書に関する助言指導の推進

　一定規模以上の建築行為及び開発行為を行う事業者に対して、自然的環境保全配慮書の提出を義務付けています。配慮書は、事業者が対象事業区域内の自然的環境を把握し、その保全・回復・創出に関する考え方を示します。また、配慮にあたっては、「緑地保全カルテ」を活用しながら、保全、回復、創出について事業者への助言、指導に努めます。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 緑化協議による緑のまちづくりの推進事業	建設緑政局	自然的環境保全配慮書は、事業者が対象事業区域内の自然的環境を把握し、その保全等に関する考え方を示し、具体的な事業計画の立案に反映させることにより、緑豊かなまちづくりを目指すものです。	**●自然的環境の保全に関する配慮の方針への保全、回復、創出に関する助言指導の実施** →			

実施施策１３　保全された樹林地の適切な管理と持続的な取組

■保全管理計画の作成及び適切な運用

「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」などの制度により保全された樹林地が、良好な里地・里山環境や崖線の緑地として持続的に維持、再生されていくためには、樹林地の将来像を設定し、それに向けた管理を持続的に進める必要があります。こうしたことから、地域住民、民間企業、教育機関等との協働により「保全管理計画」を作成し、保全された樹林地の再生と育成を推進します。また、作成した保全管理計画については、その管理実態に鑑み見直しを行うなど、適切な運用に努めます。

■緑地環境の健全性確保

保全された樹林地において、斜面安定処理や老朽化施設の補修・更新等による樹林地の安全性を確保するとともに、里山風景の維持や生物多様性の確保に向けた樹木等の整理・更新に努めます。

【実施施策に位置づける事業】

事業名	所轄局	概要	事業内容・目標 平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 保全管理計画策定事業	建設緑政局	市民等との協働により緑地保全計画を作成し、植生管理など保全緑地の適正な管理を進めます。	**●市民等とのワークショップによる保全管理計画書の策定及び計画書の適宜見直し** →	→	→	→
○ 緑地保全事業	建設緑政局	公有地化した保全緑地の安全性確保に向けた取組を進めます。	**●斜面地の安全対策の実施** ・菅馬場谷特別緑地保全地区	・菅馬場谷特別緑地保全地区 ・神庭特別緑地保全地区 ・片平緑の保全地域	・久末篭場谷特別緑地保全地区 ・多摩特別緑地保全地区	・長尾特別緑地保全地区 ・多摩美特別緑地保全地区
○ 保全緑地管理事業	建設緑政局	保全緑地や樹林地などについて、市民協働の手法を取り入れながら、植生管理や安全管理など適正な管理を進めます。	**●保全緑地内の施設等の補修・更新** →	→	→	→
			●保全緑地の樹木等の維持管理 →	→	→	→

実施施策１４　緑と調和した都市景観の形成

■緑を活かした良好な街なみづくりの支援

市全域を指定している景観計画区域、広域拠点などを指定する景観計画特定地区及び市民の主体的な景観づくりを進める都市景観形成地区における景観形成にあわせて緑化の誘導を進めます。また、景観計画特定地区の指定拡大や新たな都市景観形成地区の指定を進めるとともに、都市景観形成地区における地域住民による協議会との調整、意識の共有により、良好な街なみづくりの支援を図ります。

■景観資源としての樹木の保存

樹木等を重要な景観資源として捉え、その大切さを積極的に発信することで市民の理解と協力を得ながら、良好な景観の形成を進めます。また、保存樹木の制度等と連携しながら景観重要樹木の指定を検討します。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 都市景観形成推進事業	まちづくり局	景観法に基づく「景観計画特定地区」の指定や、「都市景観条例」に基づく「都市景観形成地区」等により、個性と魅力にあふれた良好な街なみ形成を推進します。	**●「都市景観形成地区」における市民による地域特性に応じた良好な街なみづくりの促進**			
			・市民への支援の継続実施	→	→	→
			●景観施策の情報提供・啓発活動の実施			
			・景観まちづくり意識普及イベントの開催	→	→	→
			●「景観計画」の改定及び計画に基づく取組の推進			
			・計画改定	・計画に基づく取組の推進	→	→
			・都市景観審議会と屋外広告物審議会の統合等による事務の効率化	→	→	→

プロジェクト６　多摩川の魅力向上と資源の活用プロジェクト

実施施策１５　多摩川緑地施設の利便性向上

■多摩川における施設整備の推進

　野球場やサッカー場等の運動施設やレクリエーションに関する施設の再配置・再整備等を進め、河川敷の有効な活用と利便性の向上を図る取組を進めます。また、広域的なレクリエーション空間として親しまれるサイクリングコースについては、生田緑地や等々力緑地などの観光資源との回遊性を視野に入れながら、近隣都市とも連携を図り、サイクリングコースの延伸等の取組を推進し、活用を図ります。

■民間活力による多摩川のポテンシャルの活用促進

　町会、商店街や民間企業など沿川地域の多様な主体と連携し、多摩川の持つポテンシャルを最大限発揮していくことで、さまざまな面から水と緑を楽しむことのできるレクリエーションの拠点として、付加価値の高い河川空間の創出に努めます。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 多摩川プラン推進事業	建設緑政局	多摩川河川敷の運動施設や利便施設の再整備、利用のマナーアップに取り組むなど、多摩川が市民に身近な存在になるよう魅力向上の取組を進めるとともに、多摩川を活かしたレクリエーションやイベント等の取組を進めます。	**●多摩川河川敷の運動施設等の整備**			
			○施設の再整備			
			・上平間球場、テニスコート、ゲートボール場	・上平間多目的広場、古市場多目的広場	上平間サッカー場、古市場少年野球場	・古市場陸上競技場
			○サイクリングコースの延伸整備			
			・布田橋	・港町地区	・小向地区	・小向地区
			●多摩川の魅力を活かす取組の推進			
			○民間活力導入による取組の推進			
			・多摩川緑地バーベキュー広場（二子橋）の適正な運営 ・賑わい創出に向けた取組の推進 ・利用環境向上に向けた取組の推進	→	→	→
			○イベント等（川崎国際多摩川マラソン、水辺の安全教室、シンポジウムなど）による魅力向上に向けた取組の推進			
			・取組継続実施	→	→	→

実施施策１６　多摩川緑地の適切な管理と持続的な取組

■多摩川緑地の維持管理の充実

多摩川では、河川管理者である国や関係機関と調整しながら、多摩川緑地やサイクリングコース、マラソンコース等の維持管理を行っています。今後は、市民から求められている維持管理水準の向上を図るとともに、多摩川水系河川整備計画に沿い、自然環境と調和させながら、河川敷の有効な活用と利便性の向上を図る取組を進めます。

■都市景観と調和した河原風景の保全

多摩川景観形成ガイドラインや殿町３丁目地区まちづくりガイドラインによる景観の誘導、稲田堤、二ヶ領用水、等々力、大師橋、殿町周辺地区などの桜並木の保全・復活を進め、河原風景の保全を図ります。また、多摩川美化活動を推進します。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標 平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 多摩川緑地維持管理事業	建設緑政局	多摩川河川敷を快適に利用できるよう、施設の補修や清掃など、良好な維持管理を進めます。	**●多摩川河川敷の維持管理** **●多摩川河川敷の公園施設の整備** **●サイクリング・マラソンコースの走路周辺の草刈や舗装等の補修**	→	→	→
○ 多摩川プラン推進事業	建設緑政局	多摩川河川敷の緑化や美化活動を進め、多摩川の優れた景観の保全・創出を図ります。	**●稲田堤、二ヶ領用水、等々力、大師橋、殿町周辺地区などの桜並木の保全・復活** **●多摩川景観形成ガイドラインによる景観の誘導** **●殿町3丁目地区まちづくりガイドラインによる景観の誘導** **●多摩川美化活動の推進**	→	→	→

プロジェクト７　防災減災機能を備えた公園づくりプロジェクト

実施施策１７　公園緑地の防災機能整備推進

■大規模公園における防災機能の強化

大規模公園は、災害発生時に物資供給・救援活動拠点となる場所であり、そのための防災機能を備えている必要があります。そのため、富士見公園、等々力緑地、生田緑地における防災機能、都市災害対策を強化に向けた整備を推進します。

■帰宅困難者対策に資する公園機能の向上

今後予想される震災においては、帰宅困難者対策が喫緊の課題となっていることから、幹線道路に近接する公園については、市民等の避難・帰宅の誘導及び移動の円滑化の推進など、防災に配慮した施設整備を推進します。

■身近な公園における防災機能の検証

身近な公園における発災時に必要となる機能について検証を行い、今後の各公園の整備方針に反映することで、防災機能の向上を図ります。

■防災に資する緑のネットワークの形成

街路樹等植栽について、樹形管理、交通障害対策等の適切な維持管理や、更新時の樹種の変更により植栽の健全性を高めることで、倒伏防止や耐火性の向上といった防災力の確保に努めます。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 公園防災機能向上事業	建設緑政局	広域避難場所や幹線道路沿いなどの公園において、ソーラー照明灯や避難誘導標識などの防災関連施設を整備し、防災機能の向上を図ります。	**●帰宅困難者対策の取組の推進** 〇ソーラー照明灯、案内板の整備 ・池上新町公園、平間公園	・橘公園		
○ 富士見公園整備事業	建設緑政局	「富士見公園」の施設の再編整備時に、防災機能の導入に向けた取組を推進します。	**●防災機能導入の検討** →	→	→	→
○ 等々力緑地再編整備事業	建設緑政局	等々力緑地の再編整備時に、防災機能の導入に向けた取組を推進します。	**●防災機能導入の検討** →	→	→	→
○ 生田緑地整備事業	建設緑政局	生田緑地の整備において、防災機能の導入に向けた取組を推進します。	**●防災機能導入の検討** →	→	→	→
○ 魅力的な公園整備事業	建設緑政局	公園の再整備時に、防災機能の導入に向けた取組を推進します。	**●防災機能導入の検討** →	→	→	→
○ 街路樹適正管理事業	建設緑政局	街路樹の持つ防災機能が発揮できるよう、適正な維持管理を進めます。	**●街路樹の適正な維持管理の実施** →	→	→	→

プロジェクト８　公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト

実施施策１８　地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備推進

■大規模公園等の整備推進

総合公園・地区公園等の市を代表する公園については、自然環境を活かしながら、レクリエーション機能や文化交流機能などを確保するための整備を推進します。

■霊園の整備推進

市営霊園の安定した墓所供給及び適切な管理運営に努めます。

■港湾緑地の整備推進

「川崎港緑化基本計画」に基づき、港ならではの環境を活かした港湾緑地や親水空間の整備を進めます。

■地域特性・個性に応じた公園の整備推進

老朽化の進んだ公園や、魅力の増進が求められる公園については、地域の特性に合わせて、地域包括ケア・ユニバーサルデザイン・地域の賑わいなどの視点を念頭に置いた、特色を活かした公園の整備を推進します。

■都市計画公園のあり方の検討

都市計画施設として都市計画決定されている一部の公園には、計画区域や地域課題の変化などにより長期間事業が着手されていないものが存在します。また、こうした計画区域内の関係者に対しては、長期にわたり私権の制限を課している状況となっています。こうしたことから、長期未整備公園の対応方針の見直しを含め、都市計画施設としての公園の方向性を検討します。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 富士見公園整備事業	建設緑政局	都心における総合公園である「富士見公園」の機能回復を図り、施設の再編整備を進めます。	**●富士見公園再編整備に向けた取組の推進**			
			・「基本計画」策定に向けた検討	・「富士見公園再編整備基本計画」の策定	・計画に基づく取組の推進	→
			・園路等の施設整備	→		
			●更なる民間活力導入に向けた取組の推進			
			・検討結果に基づく調査	・導入に向けた取組の推進	→	→
○ 等々力緑地再編整備事業	建設緑政局	緑やスポーツ・レクリエーションの拠点である等々力緑地について、小杉駅周辺のまちづくりと連携した施設の再編整備を進めます。	**●等々力緑地再編整備の推進**			
			○陸上競技場第2期整備に向けた取組の推進			
			・基本計画策定	・基本設計	・実施設計	・整備着手
			○硬式野球場整備の推進			
			・整備推進	→	・整備完了	→
			○中央広場等の整備に向けた取組の推進			
			・調査検討	→	・中央園路の整備 ・その他施設の整備に向けた取組の推進	→
			●民間活力導入に向けた取組の推進			
			・調査結果に基づく導入検討	・導入に向けた取組の推進	→	→
			●東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプに向けた取組の推進			
			・陸上競技場改修	・補助競技場改修		

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 生田緑地整備事業	建設緑政局	本市最大の緑の拠点である生田緑地を、自然環境を活かした総合公園として整備を進めます。	**●東生田2丁目地区の基本方針に基づく取組の推進**			
			・方針策定	・方針に基づく取組の推進	→	→
			●更なる民間活力導入に向けた取組の推進			
			・検討実施	→	・指定管理期間満了後の民間活力導入手法の決定	・民間活力導入に向けた取組の推進
○ 魅力的な公園整備事業	建設緑政局	老朽化の進んだ公園の再整備の取組により、特色ある公園の整備を進めます。	**●公園の再整備等による特色ある公園づくりの推進**			
			・公園の再整備の推進	→	→	→
○ 菅生緑地整備事業	建設緑政局	宮前区市民健康の森である菅生緑地の園路や広場等の施設整備を進め、緑地内の自然環境の保全等を図ります。	**●整備および緑地内の自然環境の保全等に向けた取組の推進**			
			→	→	→	→
○ 市営霊園の整備	建設緑政局	市営霊園において、安定した墓所供給や適切な管理運営を進めます。	**●市営霊園整備に向けた取組の推進**			
			・有縁合葬型墓所の整備、整備完了（緑ヶ丘霊園）			
			・個別墓所の整備（早野聖地公園）	→	・個別墓所の整備完了（早野聖地公園）	
					・個別墓所の整備（緑ヶ丘霊園）	→
			●無縁改葬の推進と墓所再募集の取組の推進			
			・継続実施	→	→	→
○ 夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業	建設緑政局	夢見ヶ崎動物公園基本計画に基づき、公園の魅力創出に向けた取組を進めます。	**●公園や地域のにぎわい創出に向けた取組の推進**			
			○施設整備に向けた取組の推進			
			・再整備及び民間活力導入に向けた検討	→	・検討結果を踏まえた取組の推進	→
○ 長期未整備公園緑地の見直し事業	建設緑政局	都市計画決定後、長期間未整備の公園緑地について、事業計画の見直しや区域の変更などの検討を進めます。	**●都市計画変更等による事業計画の見直し**			
			→	→	→	→
○ 川崎港緑化推進事業	港湾局	市民と港で働く人々に憩いと安らげる場を提供していくため、景観の向上等をめざし、港湾緑地整備を推進します。	**●川崎港緑化基本計画の基本方針に基づく港湾緑地整備の推進**			
			○港湾緑地（塩浜物揚場）整備の推進			
					・整備に向けた調整	・整備工事着手・完了
			○港湾緑地（浮島1期）整備の推進			
						・基本設計
			○港湾緑地（水江町）整備の推進			
						・整備に向けた調整

実施施策１９　身近な公園の整備推進

■歩いて行ける身近な公園の整備推進

少子高齢社会に対応するため、子供やお年寄りでも歩いていける範囲に公園が確保されることは、生活空間にゆとりをもたらすだけでなく災害時においても、一時避難地としての機能を期待することができます。こうしたことから、近隣の公園の設置状況を勘案しながら、寄付や公有地の活用、借地公園制度を活用するとともに、都市部におけるオープンスペースの多面的利用や、市民緑地認定制度等の活用を検討し、身近な公園の整備に努めます。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 魅力的な公園整備事業	建設緑政局	歩いて行ける範囲に街区公園などの身近な公園の整備を進めます。	**●身近な公園の整備の実施**			
			・（仮称）神明町公園の実施設計	・（仮称）神明町公園の整備	・身近な公園の整備の推進	→
○ 緑化協議による緑のまちづくりの推進事業	建設緑政局	都市計画法等関係法令に基づき設置される公園等に関する協議を行い、緑豊かなまちづくりを進めます。	**●都市計画法に基づく開発行為や建築及び開発行為に関する総合調整条例等に基づき設置される公園等に関する協議を実施し、公園等の整備を推進**			
			→	→	→	→

実施施策２０　安全安心な公園緑地づくりに向けた管理と機能の充実

■公園の維持管理の充実

公園の安全性・利便性の向上を図るため、公園施設や設備の長寿命化に向けた計画的な整備や維持補修、適切な植栽の管理など、維持管理の取組を進めます。

■公園内有料施設の適正管理

公園内の有料施設について、適切な維持管理の推進や、利用者ニーズに合った供用時間等の見直しの検討を進めることにより、公園の魅力の充実を図ります。

■公園の機能回復

公園において見られるホームレスの滞留や、不法占拠物件の存在は、公園管理上、好ましい状況とは言いがたいものです。こうしたことから、ホームレスや不法占拠への対策を図り、今後も引き続き関係する団体、地域住民等との連携により快適な園内環境を目指します。

■市民活動による緑の資源活用

公園緑地等において、発生した緑を資源に活用する活動を促進します。

【実施施策に位置づける事業】

事 業 名	所轄局	概 要	事業内容・目標 平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 公園緑地維持管理事業	建設緑政局	市民が安全かつ快適に公園緑地を利用できるよう、除草や清掃等を行い、施設の適切な維持管理を進めます。	●樹木の剪定など公園緑地の維持管理			
			●遊具など公園施設の補修・更新			
			●公園灯など電気施設の維持管理			
○ 公園施設長寿命化事業	建設緑政局	長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の効果的な維持管理を進めます。	●長寿命化計画に基づく取組の推進			
			・公園施設の設計・整備（虹ヶ丘南公園ほか12公園）	・公園施設の設計・整備（三田第一公園ほか11公園）	・公園施設の設計・整備（溝口北公園ほか11公園）	・公園施設の設計・整備（木月八幡公園ほか10公園）
○ 魅力的な公園整備事業	建設緑政局	公園のバリアフリー化などの取組により、安心安全な公園利用を促進します。	●バリアフリー整備の実施			
			・鷺沼公園及び上麻生隠れ谷公園	・バリアフリー化に向けた取組の推進		
			●防犯機能を有する施設管理用カメラの設置			
			・施設管理用カメラ設置の推進			
○ 公園緑地の適正管理	建設緑政局	公園緑地の適正管理に向けて、管理主体である各区役所道路公園センターと連携し、許認可業務、運動施設等の利用調整及び財産管理を適切に実施します。	●公園内有料施設の適正管理			
			●不法占拠解消に向けた取組			
			●許認可事務の適正執行			
○ 緑の効果的なリサイクルの推進	建設緑政局	公園で発生した資源を利用した生物多様性の確保の取組や、発生した緑を資源に活用する活動などを推進します。	●発生材を活かした取組の推進（保全管理活動で伐採した竹を夢見ヶ崎動物公園の動物の餌として活用）			
○ 港湾緑地維持管理事業	港湾局	港湾緑地の適正な維持管理を行い、良好な港湾環境の形成を図ります。	●港湾緑地の適正な維持管理と管理手法の検討			

プロジェクト９　農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進プロジェクト

実施施策２１　多面的な機能を有する都市農地の保全・活用

■農地の保全

　多様な主体との連携等により、遊休農地の解消・発生防止に係る啓発活動、農地の貸し手・借り手のマッチングなど、農地等の利用の最適化を推進します。

　稠密な市街地が形成される本市では、より小規模な農地等においても、災害時の避難場所や、生活の中で身近に緑に触れ合える場等として緑地機能を発揮していることから、生産緑地法に基づき、面積要件の緩和や指定基準を見直すとともに、生産緑地の買取り申出が可能となる始期を延期する特定生産緑地制度を活用し、より多くの農地の確保に努めます。

　生産緑地法の改正により設置が可能となった直売所等の設置を進めるなど農業経営力の向上を図り、農業継続支援を進めます。

　こうした取組を通じ、緑地、環境、防災、教育、文化等の多面的機能を有する都市農地の維持・保全に努めます。

■農地の活用

　一時避難場所等として活用できる市民防災農地の登録のほか、体験型農園の普及、ホームページでの情報発信によるグリーン・ツーリズムの推進、大型農産物直売所「セレサモス」と連携した都市農業の振興等、農に親しみたい市民のニーズに応えた多面的な農地の活用を図ります。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 農環境保全・活用事業	経済労働局	良好な農環境を保全し、多面的な機能を有する農地の保全・活用を図ります。	●生産緑地地区の指定の推進による都市農地の保全			
			・特定生産緑地制度の周知及び指定の推進 ・状況調査の実施	・特定生産緑地制度の周知及び指定の推進	→	→
			●大震災時に一時避難所として利用される市民防災農地の確保			
			・市民防災農地の登録の推進の継続実施	→	→	→
			●里地里山用地の整備・管理、里地里山等利用活用実践活動による人材育成			
			○里地里山・農業ボランティア育成講習の開催			
			開催数：45回以上	開催数：45回以上	開催数：45回以上	開催数：45回以上
			●グリーン・ツーリズムの普及・啓発の推進			
			・ホームページ等による情報発信の継続実施	→	→	→

実施施策２２　持続的な営農に向けた「農」への参加と理解の促進

■「農」とふれあう機会の創出

市民農園の管理運営、体験型農園や市民ファーミング農園の普及・運営の支援等、農業者との連携による取組をはじめ、学校等との連携による食農教育や、花と緑の市民フェアの開催、地産地消のイベントや料理教室等、市民が「農」とふれあう場づくりを推進します。

■「農」の担い手の育成

農に参加し、支えようとする市民を農地の保全にむけた大切なサポーターとして捉え、援農ボランティア等の育成を進めます。従来型の市民農園から利用者組合が管理運営を行う地域交流農園への移行、生産者や経験の浅い農業者に向けた講習会の実施等を図ります。また、国の方針に基づき、生産性との調和などに留意しつつ、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業である「環境保全型農業」の普及推進に努めます。

【実施施策に位置づける事業】

事 業 名	所轄局	概 要	事業内容・目標 平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 市民・「農」交流機会推進事業	経済労働局	「農」にふれあいたいとする市民ニーズに応えると共に、市民の都市農業への理解促進を目的として、かわさき地産地消推進協議会を主体とした各種「農」イベントや花と緑の市民フェアの開催などにより、市民が「農」を知る機会を提供します。	**●市民が「農」にふれる場としてのイベント「花と緑の市民フェア」の開催**			
			○花の品評会や植木等の即売会等により市民が花と緑に親しむ「花と緑の市民フェア」の開催			
			来場者数：50,000人以上	来場者数：50,000人以上	来場者数：50,000人以上	来場者数：50,000人以上
			●「かわさき地産地消推進協議会」を主体とした地産地消の推進			
			農産物直売会の開催：9回以上 料理教室の開催：2回以上 「かわさき地産地消推進協議会」の開催：3回以上	農産物直売会の開催：9回以上 料理教室の開催：2回以上 「かわさき地産地消推進協議会」の開催：3回以上	農産物直売会の開催：9回以上 料理教室の開催：2回以上 「かわさき地産地消推進協議会」の開催：3回以上	農産物直売会の開催：9回以上 料理教室の開催：2回以上 「かわさき地産地消推進協議会」の開催：3回以上
○ 農業経営支援・研究事業	経済労働局	農作物の生産技術の向上に向けた支援や、農業経営の効率化・安定化のための支援を実施します。	**●農産物の栽培技術向上のための取組**			
			・各種試験研究、農産物等の実証栽培の継続実施	→	→	→
			●生産者向け講習会等の実施			
			○「環境保全型農業技術講習会」などの講習会等の開催			
			開催数：145回以上	開催数：145回以上	開催数：145回以上	開催数：145回以上
			●経験の浅い農業者を主な対象とした講習会等の技術指導の実施			
			○講習会等を通じた技術指導の促進			
			開催数：10回以上	開催数：10回以上	開催数：10回以上	開催数：10回以上
			●「環境保全型農業推進方針」に基づく環境保全型農業の普及推進			
			・環境保全型農業の普及に向けた取組の推進の継続実施	→	→	→
			●農業用施設の整備、農業機械等の共同購入に対する助成			
			・農業用施設の整備、農業機械等の共同購入に対する助成の継続実施	→	→	→

【実施施策に位置づける事業】

事 業 名	所轄局	概 要	事業内容・目標			
			平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 農業体験提供事業	経済労働局	市民が「農」にふれる場づくりを推進するため、川崎市市民農園の管理運営を行うとともに、農業者が開設する市民ファーミング農園や農作業の指導を行う体験型農園について制度の普及・啓発を行います。	**●市が開設から運営まで行う市民農園の効率的な管理運営**			
			○管理運営及び定期的な利用者の募集			
			運営数：5農園	運営数：4農園	運営数：4農園	運営数：3農園
			●従来型の市民農園から利用者組合が管理運営を行う地域交流農園への円滑な移行に向けた調整			
			・地域交流農園への移行に伴う調整の継続実施	→	→	→
			●市民と地域の交流の場としての地域交流農園の普及支援			
			○普及・運営支援及び利用者の募集			
			支援数：1農園	支援数：2農園	支援数：3農園	支援数：4農園
			●農業者が開設する市民ファーミング農園や農作業の指導を行う体験型農園の普及支援			
			・市民ファーミング農園や体験型農園の普及・運営支援の継続実施	→	→	→
○「たちばな農のあるまちづくり」推進事業	高津区役所	橘地区の農資源を活用した取組を区民主体で行うことにより、地域の活性化やふるさと意識の醸成を図ります。	**●農業者と区民の協働による食と農の地域資源を発見する活動の推進**			
			○農産物直売所等を紹介する「おさんぽマップ」を活用した地域の魅力発信			
			・「おさんぽマップ」年1回更新・発行	→	→	→
			●地産地消と子どもの食育を結び農のある風景と暮らしを次世代に伝える活動の推進			
			○小学生や未就学児の親子等を対象とした農体験イベントの実施			
			実施回数:2回	実施回数:2回	実施回数:2回	実施回数:2回
			●市民パワーによる地域資源の活性化・ネットワーク化の推進			
			○地場農産物の販売を通じた農業者と区民との交流を図る「高津さんの市」の開催			
			・効果的な開催方法等の検討・実施	→	→	→
○ 都市農業価値発信事業	経済労働局	市民の農業理解が向上し、本市農業を応援する市民が増え、農業者の営農環境が改善することを目指します。多様な主体との連携を図る中で、発信対象を明確にした効果的で積極的な情報発信を行うことで、市内農業や市内産農産物、さらには農地の持つ多面的な機能について、PRを図ります。	**●ホームページやメールマガジン等による「農」情報の発信**			
			→	→	→	→
			●情報発信等による市民の農業理解促進に向けた取組の実施			
			→	→	→	→
○ 健康給食推進事業	教育委員会事務局	中学校給食において市内産農産物の活用を図るなど、学校給食を通じて、子どもたちに生産者等への感謝の心を育むとともに、地域の理解を深めることで、食育の一層の推進を図ります。	**●川崎らしい特色ある「健康給食」の推進**			
			○食材や味付けにこだわった、健康的で、美味しい給食の提供			
			給食提供の継続実施	→	→	→
			○JAセレサ川崎との連携による「かわさきそだち」の野菜の使用			
			「かわさきそだち」を使用した給食提供の継続実施	→	→	→
			●小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進			
			・学校給食を活用したさらなる食育	→	→	→

プロジェクト 10　緑と水をつなげるエコロジカルネットワーク形成プロジェクト

実施施策２３　地球環境に配慮した緑化活動の推進

■多様な緑化活動の推進

市街地では、地表面のアスファルトによる被覆や、建築物へのコンクリート等の使用により、水分の蒸発が少なく、熱が蓄積されやすいことから、ヒートアイランド現象が発生しやすい環境下にあります。このため、ヒートアイランド現象を抑える取組として、土壌や緑化地の確保、緑による人工物の被覆等を行うとともに、区の花・区の木を活用したイベントの実施や緑のカーテンの普及等、街中で実感できる緑の創出に努めます。

また、市街地の約７割を占める民有地は、緑化地を確保するための大きなポテンシャルを有していることから、地域や民間企業等による、地域独自・地域発意で行う緑化活動を促進します。

■緑化推進重点地区における持続的な緑化推進

緑化計画が策定されている８箇所の緑化推進重点地区においては、さまざまな主体が協働する持続的な緑の創出に向けた取組を推進します。

また、新たな土地利用の動向や、市民行動圏や住民意識の変化など、緑を取り巻く情勢を考慮しながら、既存の緑化推進重点地区計画の改定を行い、計画に則った目に見える緑を創出します。

■地域緑化推進地区認定の推進

地域緑化推進地区は、「地域の緑化をどう進めていくか、緑化された樹木等をどう管理していくか」など、地区における緑化の内容や緑化した土地の管理内容等の計画を住民自らが定め、その計画案を市長が認定し、その計画に基づいて自主的な緑化活動に取り組んでいく地区です。

地域緑化推進地区の認定は、地域ぐるみの市民緑化活動の原動力であることから、今後もこの制度の普及・推進と、認定に伴う支援の充実を図ります。

■「川崎市緑化指針」による緑化の推進

「川崎市緑化指針」は、共同住宅・事業所・公共公益施設などの建設に伴う緑の保全・創出・育成にあたり、必要な具体的・技術的なガイドラインとして位置付けられており、引き続き、本指針に基づき緑化を推進します。

【実施施策に位置づける事業】

事業名	所轄局	概要	事業内容・目標			
			平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 緑化協議による緑のまちづくりの推進事業	建設緑政局	共同住宅、事業所や公共施設等の建築の際は、地域、景観、生物多様性に配慮した緑化に努め、緑豊かなまちづくりを進めます。	**●川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、共同住宅、事業所や公共施設等の建築の際に地域、景観、生物多様性に配慮した緑化に関する協議を実施** →	→	→	→
○ 都市緑化推進事業	建設緑政局	市民、事業者発意の緑化を促進し、環境の改善、景観向上に向けたまちづくりを進めます。	**●地域緑化推進地区の認定・支援**			
			・地区の認定（年新規2地区）と花苗等支援	→	→	→
			●緑化推進重点地区の取組の推進			
			・新百合ヶ丘重点地区計画改定	・新百合ヶ丘重点地区改定計画に基づく緑化の推進	→	→
				・川崎駅周辺重点地区計画の検証・課題抽出	・川崎駅周辺重点地区計画の改定	・川崎駅周辺重点地区改定計画に基づく緑化の推進
						・小杉重点地区計画の検証・課題抽出

【実施施策に位置づける事業】

事業名	所轄局	概要	事業内容・目標			
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 区の花・区の木推進事業	川崎区役所	「区の花」「区の木」を活用して、区のイメージアップ、地域緑化を推進します。	**●区の花「ビオラ」「ひまわり」、区の木「銀杏」「長十郎梨」を活用した取組**			
			・「区の花「ビオラ」「ひまわり」の植栽・配布」の継続実施	→	→	・区制50周年を見据えた取組の検討
			・「区の木「銀杏」PRイベントの実施」の継続実施	→	→	→
			・「ロゴマークを活用した取組の推進」の継続実施	→	→	→
○ 川崎区ミツバチプロジェクト支援事業	川崎区役所	県立川崎高校の養蜂活動を地域緑化推進の視点から支援し、区のイメージアップと魅力の向上を図ります。	**●地域緑化推進に向けた養蜂活動を周知するための学校等と連携したイベント（かわさきハニーフェスタ）の開催**			
			・一層の地域緑化推進に向けた効果的連携手法等の検討・イベント	・一層の地域緑化に資するイベントの展開	→	→
			●採取したハチミツの効果的な活用によるイメージアップの推進			
			・ハチミツを使った製菓を活用した取組の推進	→	→	→
○ グリーンアップたじま事業	川崎区役所	「四季の庭たじま」でのガーデニング講座開催や、草花の手入れをしながらの見守り活動の普及により、地域緑化の推進と区民の見守り意識の醸成を図ります。	**●「四季の庭たじま」での地域緑化の推進**			
			○「四季の庭たじま」でのガーデニング講座等の開催			
			講座開催回数：1回 参加人数：45人程度	講座開催回数：1回 参加人数：45人程度	講座開催回数：1回 参加人数：45人程度	講座開催回数：1回 参加人数：45人程度
			●児童の登下校に合わせた草花を手入れしながらの見守り活動（ハニカム見守り運動）の実施			
			・「ハニカム見守り運動」の実施及び実施エリアの拡大	→	→	→
○ 区の木・花推進事業	幸区役所	幸区誕生40周年を記念して制定した、区の木・区の花（ハナミズキ・ヤマブキ）を区民に広く周知します。	**●地域への愛着を深める広報イベントの実施**			
			→	→	→	→
			●区の木・花の植樹			
			→	→	→	→
			●啓発物品の作成			
			→	→	→	→
○ 花と緑のさいわい事業	幸区役所	区内の緑化推進と区民の緑化意識の高揚を図るとともに、区民同士の交流を促進するため、花と緑のうるおいあるまちづくりを推進します。	**●区内の緑化推進**			
			○地域の緑化活動団体と連携した「区役所前花いっぱい事業」の実施			
			実施回数：2回	実施回数：2回	実施回数：2回	実施回数：2回
			○花苗の配布等を通じた緑化活動団体への支援の実施			
			・花苗の配布の実施	→	→	→
			●公共花壇等の花植活動の推進			
			○緑化活動団体と連携した花植活動及び維持管理の実施			
			・花壇等の維持管理の実施（月1回）	・花壇等の維持管理の実施（月1回）	・花壇等の維持管理の実施（月1回）	・花壇等の維持管理の実施（月1回）
○ 区民の手で花いっぱい中原事業	中原区役所	花や緑を活用し住み続けたいと思うまちづくりを推進します。	**●区民ボランティアとの協働による公共花壇の植栽管理や花植体験等の実施**			
			「維持管理花壇：5か所」の継続実施	→	→	→
○ 花と緑のたかつ推進事業	高津区役所	区内各所に設置した花壇・コンテナ等の維持管理を区民と協働で実施し、潤いのあるまちづくりを推進します。	**●区民協働による花と緑のまちづくりの推進**			
			・「区民ミニガーデン」連絡会との協働による花壇・コンテナ等の維持管理の継続実施	→	→	→
			●キラリデッキ円筒広場花壇の維持管理及び緑化の推進に向けた普及啓発			
			・花壇植栽体験を通じた緑化推進に向けた普及啓発の継続実施	→	→	→
○ 花と緑のあふれる住みよいまちづくり事業	宮前区役所	区民自身による花壇管理、整備を推進し、区のイメージアップと、緑化活動団体の交流促進・技術向上等、地域の活性化と人材育成を図ります。	**●公共用地での花壇づくりを契機とした地域コミュニティの形成支援**			
			○公園等を活用した花壇づくりのための緑化活動団体に対する花苗の提供			
			提供回数：1回	提供回数：1回	提供回数：1回	提供回数：1回
			●緑化活動団体の活性化に向けた技術支援			
			○講座、交流会の開催等による花壇づくりの技術支援			
			開催回数：1回	開催回数：1回	開催回数：1回	開催回数：1回
			●東名川崎インターチェンジ前花壇づくりの実施による市・区のイメージアップ			
			○緑化活動団体、事業者との協働による花壇づくり			
			活動回数：2回	活動回数：2回	活動回数：2回	活動回数：2回

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 多摩区花いっぱい推進事業	多摩区役所	美しく住みよいまちづくりをめざす美化運動の一環として、毎年1回花いっぱい運動のつどい（参加無料の花と緑の講演会）を開催し、緑化促進の意識向上を図ります。	**●花と緑の講演会の開催**			
			開催回数：1回	開催回数：1回	開催回数：1回	開催回数：1回
○ ヤマユリ植栽普及促進事業	麻生区役所	地域の団体と連携しながら消えつつある区の花ヤマユリの植栽活動を促進、支援し、植栽のノウハウの蓄積、普及を推進します。	**●ヤマユリ植栽地の観察・管理活動の実施**			
			事業推進	→	→	→
			●ヤマユリ普及のための鉢植え講習会や広報活動の実施			
			事業推進	→	→	→
○ あさお花いっぱい推進事業	麻生区役所	美化活動団体への支援を通じて、区民との協働による地域の環境美化及び地域コミュニティの推進を図ります。	**●公共的空間にある花壇を自主的・継続的に管理している団体への花苗等の提供**			
			事業推進	→	→	→

実施施策２４　緑化助成制度の普及と充実

■緑化助成制度の活用による緑化運動の促進

（公財）川崎市公園緑地協会が行う緑化助成制度の普及と適切な運用を進め、思い出記念樹、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化などの緑化運動を促進します。また、現行の緑化助成制度を市民ニーズに即しながら再編し、地域緑化の促進に向けた新たな助成制度の構築に取り組みます。

■川崎市緑化基金の効果的な活用

川崎市緑化基金は、民有地の緑化を進めることを目的として、昭和６０（１９８５）年４月に設立されました。基金には、市民、民間企業、団体等の協力により、平成２９（２０１７）年３月末時点で２４億８，７１８万円を積み立てており、市や（公財）川崎市公園緑地協会が行う緑事業の原資として、公共性の高い民有地等の緑の保全、緑化の推進に役立てています。

基金については、これまでの実績を踏まえながら、緑の確保に向けた効果的な事業となるものを厳選し、その活用に努めていきます。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 都市緑化推進事業	建設緑政局	緑化基金の運用により緑化への適切な助成に努め、環境の改善、景観向上に向けたまちづくりを進めます。	**●緑のボランティアなどへの活動支援**			
			・活動支援の継続実施			
			●緑化助成制度を活用した取組の推進			
			○助成制度の啓発活動及び支援の実施			
			・支援の継続実施			

実施施策２５　生物多様性に配慮した公園緑地の整備

■公園における緑と水の空間の整備

まとまった広さを持つ公園については、良好な都市環境の核として、緑と水の空間を整備し、環境の保全と利用を進めます。その中で、生き物の採餌場、繁殖地等となり得る緑と水を確保・創出するなど、生物多様性に配慮した整備に努めます。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 富士見公園整備事業	建設緑政局	「富士見公園」の施設の再編整備時に、生物多様性の配慮に向けた取組を推進します。	**●生物多様性に配慮した整備の検討** →	→	→	→
○ 等々力緑地再編整備事業	建設緑政局	等々力緑地の再編整備時に、生物多様性の配慮に向けた取組を推進します。	**●生物多様性に配慮した整備の検討** →	→	→	→
○ 生田緑地整備事業	建設緑政局	生田緑地の整備において、生物多様性の配慮に向けた取組を推進します。	**●生物多様性に配慮した整備の検討** →	→	→	→
○ 魅力的な公園整備事業	建設緑政局	公園の再整備時に、生物多様性の配慮に向けた取組を推進します。	**●生物多様性に配慮した整備の検討** →	→	→	→

実施施策２６　街路樹・グリーンベルトの充実と適正な管理

■街路樹整備による緑化推進

都市の中で歩行者やドライバーに通行の誘導や四季の変化と安らぎを与えてくれる街路樹は、うるおいのある景観を創出するとともに、緑と水のネットワークの形成、災害時の延焼遅延効果、地域の個性を活かした親しみの持てる街並み形成や二酸化炭素（CO2）の吸収による環境負荷軽減などの重要な役割を担っています。また、市民意識調査では、保全を希望する緑の場所として街路樹や並木の緑が最も高い評価を受けています。今後も引き続き、都市計画道路などの整備にあわせながら街路樹、グリーンベルト、グリーンポケットの拡充に努めます。

■街路樹の適正管理

街路樹はまちの顔を印象づけるだけでなく、市民に一番身近な緑のインフラであることから、その効果的な管理や健全性の確保を進めるため、街路樹適正管理計画に基づき、道路上における安全性を保つための適切な剪定・除草等はもとより、街路樹の樹木診断や地域環境に応じた樹木更新を実施します。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 道路計画調査事業	建設緑政局	「道路整備プログラム」の適切な進行管理を行うとともに、各種調査の実施、計画的な道路整備に向けた調査・検討を進めます。	**●「道路整備プログラム」に基づく取組の推進** ・進捗管理	→	→	・道路整備プログラムの見直し
○ 広域幹線道路整備促進事業	建設緑政局	首都圏全体の都市構造の形成や本市の交通機能強化を図るため、広域的な幹線道路網の整備を促進します。	**●国直轄道路事業の促進** ・国道409号ほか4路線の整備等に向けた協議調整の継続実施	→	→	→
○ 街路樹適正管理事業	建設緑政局	街路景観の向上など、良好な都市環境を確保するため、街路樹の適正な維持管理を進めます。	**●街路樹の適正な維持管理の実施** → **●樹木診断及び樹木更新の実施** → **●街路樹植栽の実施** →	→ → →	→ → →	→ → →

実施施策２７　河川等の水辺地の保全

■河川環境の保全・整備

　市管理の渋川や平瀬川支流などの河川の改修機会を捉え、地域の実状に即しながら、水を楽しめる親水空間や多様な生態系を育む水辺空間の整備など、その個性を活かした川づくりに努めます。良好な自然環境が残る河川については、その状態を極力維持し、保全への配慮に努めます。また、治水を主とした整備を行う場合も、生態系に配慮した工法の検討を行います。さらに、水辺環境の保全に向け、市民協働による適切な維持管理に努めます。

■水環境の保全

　水環境の保全に向け、公共用水域の水質、生物等に係る調査を実施するとともに、地域から水環境保全活動を高めていくための普及啓発に努めます。また、健全な水循環の確保に努め、市で整備した湧水地について調査や維持管理を行います。

【実施施策に位置づける事業】

事業名	所轄局	概要	事業内容・目標 平成30(2018)年度	 平成31(2019)年度	 平成32(2020)年度	 平成33(2021)年度
○ 河川環境整備事業	建設緑政局	河川等について、環境に配慮した都市景観の形成や賑わいとうるおいのあるまちづくりの一環として、親水空間の整備を進めます。	●渋川環境整備の推進			
			・「にぎわいの水辺ゾーン」の整備 ・「生物の水辺ゾーン」の整備	→	→	→
○ 河川改修事業	建設緑政局	3年に1回程度（時間雨量50mm）の降雨に対応した河川改修に併せ、自然環境に配慮した多自然川づくりを基本とする河川整備を推進します。	●一級河川平瀬川支川改修事業の推進			
			・護岸改修工事 ・用地取得	→	→	→
			●準用河川三沢川改修事業の推進			
			・事業調整	→	・護岸改修工事	→
○ 河川・水路維持補修事業	建設緑政局	治水安全度の確保のため、河川及び水路施設の適切な維持管理を行うとともに、施設の長寿命化を図ります。	●河川・水路施設の適切な維持管理の推進			
			○適切な維持管理の推進			
			・「河川維持管理計画」に基づく適切な維持管理	→	→	→
○ 二ヶ領用水久地円筒分水修景施設管理運営事業	高津区役所	国登録有形文化財である久地円筒分水を区の観光資源、区民憩いの場として区民と協働で維持管理します。	●ボランティアとの協働による美化活動の実施			
			→	→	→	→
			●美化活動体験イベントの実施			
			→	→	→	→
			●桜の維持等の専門的な維持管理			
			→	→	→	→
			●久地円筒分水80周年記念事業の検討・実施			
			→	→	→	→
○ 水質汚濁防止対策事業	環境局	水環境の保全に向けて、河川・海域等の環境基準・環境目標の達成・維持をめざします。	●水環境保全計画に基づく取組の推進及び新たな枠組みの構築			
			・効果検証・指標の考え方に関する整理	→	・計画の策定等新たな枠組みの構築	→
			●公共用水域の水質、生物等に係る状況の把握			
			○河川・海域における水質調査等の実施			
			水質調査回数：河川、海域とも年12回	水質調査回数：河川、海域とも年12回	水質調査回数：河川、海域とも年12回	水質調査回数：河川、海域とも年12回
○ 地盤沈下・地下水保全事業	環境局	健全な水循環の確保のため、雨水浸透機能の回復に向けた取組等を実施します。	●雨水浸透機能の回復に向けた取組の検討・実施			
			→	→	→	→
			●市で整備した湧水地における調査及び維持管理			
			→	→	→	→

実施施策２８　公共空間の緑化推進

■庁舎・学校等の公共空間の緑化推進

庁舎をはじめとした公共施設は、市民が日常的に接する施設であるとともに、まちなみ形成や市民交流の拠点として重要な役割を果しています。こうした市民に最も身近な公共施設の緑化を推進することは、訪れる市民の心を和ませるとともに、緑のネットワークの拠点となるための大切な取組です。今後も行政自らが地域の緑化の先導役として、庁舎建替えに伴う緑化の推進や学校への緑のカーテンの設置など、機会あるごとに緑を増やす取組を進めます。また、公的住宅の建設や建替え時期にあわせ、敷地内緑化の充実に努めます。

■公益的施設の緑化推進

ショッピングモールや駅などの公益的施設は多くの市民が集まる場所であり、公共施設と同様、まちなみ形成や市民交流の核として重要な役割を果しています。こうしたことから、今後も、商店街や鉄道事業者など、地域の民間企業への緑化制度の普及、啓発を図りながら地域緑化の促進に努めます。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標 平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 川崎区エコプロジェクト支援事業	川崎区役所	地域における緑化推進及び環境問題に関する区民意識向上のための啓発活動を区民との協働により実施します。	**●市民ボランティア等との協働による草花の植栽の実施** →	→	→	→
			●支所庁舎への「緑のカーテン」の設置 →	→	→	→
○ 多摩区エコロジーライフ事業	多摩区役所	区民が家庭で取り組める地球温暖化対策を、区民との協働により推進します。	**●庁舎壁面の緑化、ゴーヤの種子の配布など「緑のカーテン大作戦」の実施** →	→	→	→
○ エコのまち麻生推進事業	麻生区役所	緑のカーテン大作戦や地球温暖化対策、自然エネルギーの活用など、環境や緑の保全に関する普及啓発を推進します。	**●区民一人ひとりが取り組める身近なエコ活動「緑のカーテン」等の普及啓発** ○「緑のカーテンづくり」等の普及啓発活動の推進 ・苗の配布方法の見直しの実施	→	→	→
			●太陽光等の自然エネルギーの活用促進 ○クールアース推進委員会等による自然エネルギー活用の普及啓発 ・各種イベントを活用した普及啓発の継続実施	→	→	→
○ 都市緑化推進事業	建設緑政局	まちの顔となる公共施設への緑化を行い、環境の改善、景観向上に向けたまちづくりを進めます。	**●花と緑のランドマーク（見所）事業の実施** →	→	→	→
			●川崎駅駅前広場、市役所通りにおける花の街かど事業の実施 →	→	→	→
○ 市営住宅等ストック活用事業	まちづくり局	「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、建替えや改善の実施、地域包括ケアシステムと連携した市営住宅の活用を進めます。	**●計画的な市営住宅の建替え及び改善等の推進** 建替え・改善等実施完了棟数：2棟	建替え・改善等実施完了棟数：10棟	建替え・改善等実施完了棟数：11棟	建替え・改善等実施完了棟数：9棟
○ 学校施設環境改善事業	教育委員会事務局	教育環境の向上をめざし、学校施設における緑化の取組を推進します。	**●緑のカーテンや校庭芝生化等による緑化の推進** →	→	→	→

実施施策２９　事業所による緑化の促進

■みどりの事業所の推進

　事業所が集積する川崎市にとって、事業所敷地に創出された緑は地域緑化の推進に大きな役割を果たしています。川崎市は、面積に関わらず事業所との緑化協定の締結を進めており、今後も緑化協定の締結拡大に努めます。また、事業所緑化を推進することを目的に「川崎市みどりの事業所推進協議会」を設置し、会員事業所には、緑化を推進するための支援として、情報交換や施設見学会、講演会を開催するなどのさまざまな取組を行っています。今後も、「川崎市みどりの事業所協議会」の加盟拡大に努めます。

■川崎市特定工場緑地整備基本方針に基づく緑化の誘導

　工場立地法に定める一定規模以上の工場（特定工場）については、生産施設の新設、増設、建て替え時等に緑地を整備する必要が生じるため、「川崎市特定工場緑地整備基本方針」の適切な運用により、設備更新と段階的な工場緑化を誘導するとともに、工場と周辺地域の生活環境に応じた緑地の効果的な配置の誘導に努めます。

　また、臨海部においては「臨海部ビジョン」に示す将来像の実現に向けて、臨海部全体で設備投資・更新と効果的な緑地の創出を両立するための取組を推進します。

【実施施策に位置づける事業】

事業名	所轄局	概要	事業内容・目標			
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 川崎市特定工場緑地整備基本方針に基づく効果的な緑地整備の推進	経済労働局	生産施設の更新や工場の建替えを促進するとともに、工場の緑化推進により工場と周辺地域の生活環境のより一層の調和を図り、「臨海部ビジョン」と連携しながら効果的な緑地創出に向けた取組を推進します。	**●川崎市特定工場緑地整備基本方針に基づく設備更新と緑地増加の誘導** →			
○ 都市緑化推進事業	建設緑政局	事業所緑化を推進し、環境の改善、景観向上に向けたまちづくりを進めます。	**●事業所緑化の推進・支援** →			

プロジェクト 11　緑による地域コミュニティ形成プロジェクト

実施施策３０　地域コミュニティ形成の推進

■身近な公園を拠点とした地域コミュニティ形成の推進

身近な公園を活用した人と人とがふれあう活動を通じて、公園が地域包括ケアにおける重要な役割を担い、地域コミュニティ形成の拠点となるよう努めます。

■身近な公園の利活用促進

地域の公園を有効に利活用するために、公園を取り巻くさまざまな主体による連携や合意形成に向けた公園利用ルール作りを推進します。また若い世代の参画促進や幅広い世代に公園を利活用してもらうよう、イベント開催等を通じて身近な公園の活性化に努めます。

【実施施策に位置づける事業】

事 業 名	所轄局	概 要	事業内容・目標 平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 身近な公園緑地等の管理運営事業	建設緑政局	公園を活用したイベントの開催など、公園利用を活性化する取組を推進します。	**●公園利用活性化イベントの実施** →	→	→	→
○ 小杉駅周辺の新たなコミュニティ推進事業	中原区役所	まちの変化に対応しながら地域発意に基づく新たなコミュニティ形成支援の推進に取り組みます。	**●公共空間の活用のための取組の検討・推進** ・こすぎコアパーク等における実証事業の実施	→	・地域主体の賑わいづくりの側面支援	→
○ かすみ堤保全活用事業	高津区役所	河川区域に再編入されたかすみ堤を地域住民と連携して保全・活用することにより、地域住民や訪れる方が安全に憩い、親しみ、散策し、集える場とするとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。	**●市による河川区域の占用に向けた調整及び維持管理** → **●地域住民との協働による維持管理に向けた調整及び日常清掃等の実施** →	→	→	→
○ みんなの道路公園事業	宮前区役所	区民との協働により、公園の樹木への名札の取付を実施します。また、公園の清掃活動を通じて、公園緑地愛護会及び管理運営協議会の設立支援や活性化を図り、地域コミュニティの核としての公園の利活用を進めます。	**●区民との協働による樹名板の設置** → **●区民参加型による公園等の清掃活動の実施** →	→	→	→
○ パークマネジメント推進事業	建設緑政局	身近な公園緑地の地域住民が主体となるしくみづくりなど管理運営方法の検討を進めます。	**●身近な公園緑地の管理運営の推進** ・公園利用のしくみの活用（公園でのボール遊び等）	→	→	→

実施施策３１　緑を通じた防災力の向上

■地域協働による防災空地の確保

地域主体の自律組織や既存組織を活用して地域防災力向上の取組を推進するとともに、老朽木造住宅等が密集した市街地の防災上の改善に取り組む中で、地震発生時等の火災による延焼被害の低減に資する緑化やオープンスペースの確保を図ります。

■公園における防災活動の促進

身近な公園において地域の意向を反映した防災施設の設置や、自主防災組織等が行う既設防災施設を活用した防災訓練などの支援を通じ、防災意識を高めるための活動を促進します。

【実施施策に位置づける事業】

事 業 名	所轄局	概 要	事業内容・目標 平成30（2018）年度	 平成31（2019）年度	 平成32（2020）年度	 平成33（2021）年度
○ 公園防災機能向上事業	建設緑政局	身近な公園に求められる防災機能を検討し、機能向上を図ります。	**●身近な公園の防災機能向上の取組の推進**			
			・防災機能向上に向けた整備基本計画の策定	・防災機能向上に向けた整備実施計画の策定		
				・施設設計	・施設設計、整備	→
○ 地域防災推進事業	総務企画局	自主防災組織の育成、民間企業との連携、防災訓練や研修等による、自助・共助（互助）・公助の取組・連携の強化や各主体の防災意識の向上により、地域防災力の向上を図ります。	**●自主防災組織等への支援の実施**			
			○活動助成金、促進助成金、防災資器材購入補助金による支援			
			・支援の継続実施	→	→	→
			○災害時要援護者の登録制度及び支援組織への制度の効果的な啓発			
			・二次避難所の整備・拡充の取組と連携した効果的な啓発の実施	→	→	→
			○地域の防災訓練支援ツールの周知及び内容の充実			
			・「みんなで訓練48」、「川崎版HUG」の作成・配布	・内容の充実等を踏まえた取組の推進	→	→
			●地域特性に応じた災害対応の推進			
			○発災時における二次災害を防止するための取組の推進			
			・災害事象や状況に応じた備えに関する広報啓発の実施	→	→	→
			○風水害に対してより効果的な避難行動を取るための住民への情報伝達手法の確立			
			・検討の実施	→	・避難に関する考え方の整理及び効果的な伝達方法の確立	→
○ 防災市街地整備促進事業	まちづくり局	老朽木造住宅等が密集した市街地の防災上の改善に取り組み、地震発生時等の火災による延焼被害の低減を推進します。	**●不燃化重点対策地区における災害に強い住環境形成の推進**			
			○防災空地の整備			
			・整備数：1か所	・整備数：1か所	・整備数：1か所	・整備数：1か所

実施施策３２　緑を通じた子育て環境の向上と健康増進

■子育て環境づくりとしての公園の活用

少子化が進行する一方で、地域によっては依然として就学前児童数が増加しているため、公園の整備・活用により、地域の実態に応じて安心して子育てができる環境づくりに努めます。また、公園での環境学習や体験活動等により、環境にふれてもらう機会の創出を図ります。

■身近な公園を拠点とした健康増進活動の推進

超高齢社会を迎える中での取組として、公園体操やスポーツ、ウォーキング等のための公園等の整備や普及啓発を推進し、身近な公園が健康作りの拠点となるよう努めます。

【実施施策に位置づける事業】

事業名	所轄局	概要	事業内容・目標 平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 公園緑地維持管理事業	建設緑政局	地域の現状を踏まえ、必要な公園施設について、地域合意を図りながら整備を推進します。	**●子育てや健康づくりに寄与する公園改修の検討**			
			→	→	→	→
○ こども自然探検隊事業	宮前区役所	自然観察や里山遊びなど、親子で自然体験ができる機会をつくり、自然を大切にする心を育むとともに、その自然を守る地域活動に触れることで、地域に関心を持つきっかけづくりを行います。	**●年4回程度のイベントの実施**			
			→	→	→	→
○ 冒険遊び場活動支援事業	宮前区役所	地域住民が主体となって行う「冒険遊び場」活動を支援し、次世代育成の場をつくることで、子どもたちのすこやかな成長と地域コミュニティの活性化をめざします。	**●地域主体での子どもの外遊び「冒険遊び場」の開催支援**			
			○活動団体、担い手の拡充に向けた支援の実施			
			・登録団体の支援の継続実施	→	→	→
			・冒険遊び場ネットワーク会議開催回数：11回	・冒険遊び場ネットワーク会議開催回数：11回	・冒険遊び場ネットワーク会議開催回数：11回	・冒険遊び場ネットワーク会議開催回数：11回
			●事業の普及に向けた広報の推進			
			○出張冒険遊び場やシンポジウムの開催による広報活動の実施			
			・出張冒険遊び場開催の継続実施	→	→	→
			・シンポジウム開催回数：１回	・シンポジウム開催回数：１回	・シンポジウム開催回数：１回	・シンポジウム開催回数：１回
			○リーフレットの配布による広報活動の実施			
			・改訂及び配布の実施	→	→	→
○ 多摩区こども総合支援推進事業	多摩区役所	関係機関と連携し、子どもや子育て世帯を見守る環境づくりを推進します。また、子どもの外遊びを推進するため住民主体の活動を支援します。	**●子育て支援者の育成**			
			○子育て支援者の育成を目的とした「子育て支援者養成講座」、「親子ひろば」の実施			
			開催回数:10回	開催回数:10回	開催回数:10回	開催回数:10回
			●住民主体の外遊びイベントを通じた多世代交流の促進			
			実施回数:3回	実施回数:3回	実施回数:3回	実施回数:3回
○ 自然体験のつどい実施事業	多摩区役所	区の地域資源である生田緑地の豊かな自然の中で体験プログラムを実施し、自然の大切さや郷土への愛着を感じられる機会を提供します。	**●各種自然体験プログラムの企画・実施**			
			→	→	→	→
○ 健やか地域推進事業	高津区役所	「高津公園体操」の普及啓発や健康づくり活動団体の交流を図り、「健康寿命の延伸」や「多世代交流」、「見守り活動」など共に支え合う地域づくりにつなげます。	**●公園体操の普及促進**			
			○公園体操体験会、継続参加者フォローアップ研修の実施			
			・実施回数:1回	・実施回数:1回	・実施回数:1回	・実施回数:1回
			●公園体操及び健康づくり活動の活性化支援			
			○公園体操新規立上げ支援・活動継続支援、リーダー向け交流会の開催			
			・支援の継続実施	→	→	→
			・リーダー向け交流会開催回数:1回	・開催回数:1回	・開催回数:1回	・開催回数:1回
			○公園体操・健康づくり活動紹介リーフレット作成・配布			
			・公園体操・健康づくり活動紹介リーフレット作成・配布	・リーフレットの活用	→	→
			○健康づくりグループ交流会をはじめとする交流活動の自主運営に向けた支援			
			・交流会の実施	・自主運営に向けた支援	・支援の継続	→

【実施施策に位置づける事業】

事 業 名	所轄局	概 要	事業内容・目標			
			平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 健康づくり支援事業	宮前区役所	健康づくりに関する情報や地域の健康づくりの活動の場についての情報を発信し、区民の健康づくりの実践を推進します。	**●健康づくりに関する情報誌を発行**			
			→	→	→	→
			●地域の活動グループの活動の場等をマップ化し発行			
			→	→	→	→
○ 宮前区スポーツ環境整備事業	宮前区役所	既存施設の補修・整備を行うことで、より多くの区民がスポーツに親しみ、健康や体力の維持増進を図れる環境を作ります。	**●スポーツ利用のための西長沢公園多目的広場及び鷺ヶ峰けやき公園多目的広場の維持管理**			
			・ダスト舗装等による維持管理の継続実施	→	→	→
			○地域との協働による管理運営（鷺ヶ峰けやき公園多目的広場）			
			・地域との協働による管理運営の継続実施	→	→	→
			●西長沢調整池の耐震補強工事に併せた西長沢公園多目的広場の整備に関する検討			
			・神奈川県内広域水道企業団との協議・調整	→	・神奈川県による耐震補強工事等の協議・調整	→
○ 公園を拠点にした健康づくり推進事業	麻生区役所	生活習慣病の予防及び介護予防を図り、健康寿命を延伸するとともに地域のつながりづくりのため、公園等を拠点とした健康ウォーク及び健康体操を推進します。	**●公園等を拠点とした健康づくり・介護予防の推進及び地域のつながりづくり、見守りの推進**			
			○健康ウォーク・健康体操の活動支援（活動資材の提供等）と新たな拠点づくりに向けた相談・支援の実施			
			・健康ウォーク・健康体操の活動支援の継続実施			
			・あさおウォーキングマップの普及、現地調査等の実施	・マップの活用に向けた検討の実施	・検討を踏まえた実施	→
			・出前講座等:90回程度	・出前講座等:90回程度	・出前講座等:90回程度	・出前講座等:90回程度
○ スポーツのまち麻生推進事業	麻生区役所	地域資源を活用しながら、区民のスポーツ参加を促し、活力ある地域づくり、豊かなコミュニティづくりを図ります。	**●スポーツ・健康ロード等の地域資源を活用したスポーツ教室、イベントの実施**			
			・スポーツ教室、イベントの実施	・事業内容の検証・見直しの実施	・検証を踏まえた実施	→

プロジェクト１２　活力ある緑のまちづくりプロジェクト

実施施策３３　大規模公園緑地等における緑を核としたまちづくりの推進

■多様な主体と連携したまちづくりの推進

　大規模公園等は指定管理者制度を含めた民間活力導入の推進を図るとともに、生田緑地、御幸公園、夢見ヶ崎公園等で行われている地域と連携した活性化の取組を幅広く推進し、多様な主体と連携しながら、まちの賑わい創出や都市の魅力・活力の向上に努めます。

■グリーンコミュニティの形成の促進

　グリーンコミュニティとは、地域・まちづくりのために緑を守り、育て、活用しようとする、市民、地域の活動団体、NPO、農業関係者、学校、民間企業、専門家、行政等の連携によるプラットフォームの概念です。

　先進的な取組を進める生田緑地マネジメント会議の活動を推進するとともに、夢見ヶ崎公園で進めるサポーター制度の取組をはじめとした、グリーンコミュニティの形成を促進するための仕組みの構築に取り組みます。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標 平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 富士見公園整備事業	建設緑政局	富士見公園における多様な主体と連携した再編整備を進めます。	**●多様な主体との連携した再編整備の推進**			
			→	→	→	→
○ 等々力緑地再編整備事業	建設緑政局	等々力緑地における多様な主体と連携した再編整備を進めます。	**●多様な主体との連携手法の検討**			
			→	→	→	→
○ パークマネジメント推進事業	建設緑政局	生田緑地にかかわる多様な主体が相互に連携・調整しながら管理運営に参加する「協働のプラットフォーム」の取組を進めます。	**●生田緑地マネジメント会議の取組の推進**			
			・全体会、運営会議、自然環境保全管理会議の開催やプロジェクト等の推進	→	→	→
○ 夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業	建設緑政局	適切な飼育管理を行うとともに、多様な主体との連携により、人々の交流を生む場として親しまれる動物公園をめざし、公園や地域の賑わい創出に向けた取組を進めます。	**●公園や地域のにぎわい創出に向けた取組の推進**			
			○協働の取組の推進			
			・サポーター制度の充実に向けた検討及び取組推進	→	→	→
○ 地域の魅力発信事業	幸区役所	貴重な地域資源である夢見ヶ崎公園の魅力を高め、地域のコミュニティ拠点として、区民の憩う空間づくりを推進します。	**●夢見ヶ崎公園を活用した魅力発信の推進**			
			○夢見ヶ崎動物公園の動物を題材にしたスマートフォンアプリを活用した魅力発信			
			・企業との連携による動物図鑑アプリの提供	→	→	→
			○日吉合同庁舎を活用した夢見ヶ崎公園の魅力発信			
			・公園一帯の魅力を紹介する展示等の実施	→	→	→
			○地域活動団体等と連携した賑わい創出に向けた取組の実施			
			・具体的な取組の検討・実施	→	→	→
○ 御幸公園梅香事業	幸区役所	梅林内の散策路等の整備や梅の植樹等を「御幸公園梅香（うめかおる）事業推進計画」に基づき実施し、公園を拠点とした地域活性化の取組を推進します。	**●梅林の復活や植樹の取組の推進**			
			○樹勢回復、植樹等の実施			
			・梅植樹数：30本	・梅植樹数：10本	・梅植樹数：10本	・梅植樹数：10本
			○ふるさと寄附金制度を活用した梅植樹の推進			
			・継続実施	→	→	→
			●地域住民や学校等と連携した取組の推進			
			・学校への植樹の促進	→	→	→
			・連携による魅力発信	→	→	→
			・学校における梅の学習	→	→	→
			・記念イベントの検討	→	→	→
			・協働による維持管理の実施	→	→	→

実施施策３４　市街地における緑とオープンスペースの確保と活用

■地区計画等による緑化推進

　地区計画は、都市計画法に基づく制度で、地域住民の合意の上で進められる土地利用や地域緑化のルール作り等を推進する制度です。今後も引き続き、土地利用の再編や大規模開発などの機会に合わせながら、緑豊かなまちづくりを推進する手法として、活用に努めます。

　また、川崎市地区まちづくり育成条例に基づき、身近な地区の街なみの保全や緑の活動など、地区まちづくり活動を行う市民等の団体に対して、潤いのある居住空間を形成するためのまちのルールづくりの支援に努めます。

■公開空地の誘導

　公開空地は、建築基準法に基づく総合設計制度を活用した容積率の許可や高度地区により制限されている高さ制限の許可により、建築物の高度利用に際し、建築敷地の一部にオープンスペースを確保し、地域に開放するものです。稠密な土地利用がなされている市街地における環境の改善に寄与する空間を確保していく有効な手法でもあることから、緑豊かなまちづくりを推進する手法として、活用に努めます。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 緑化協議による緑のまちづくりの推進事業	建設緑政局	事業所等の建築の際に緑化に関する協議を行い、市街地の緑を創出し、緑豊かなまちづくりを進めます。	**●共同住宅、事業所や公共施設等の建築の際に川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき敷地内の緑化に関する協議の実施**			
			→	→	→	→
○ 地区まちづくり推進事業	まちづくり局	「地区まちづくり育成条例」に基づき、市民発意の地区まちづくりを行うグループ（団体）に対して、地域特性に応じた良好な住環境の形成に向けたまちづくりルールの策定等の支援を行います。	**●「地区まちづくり育成条例」に基づく取組の推進**			
			○地区まちづくりグループの登録、地区まちづくり組織・地区まちづくり構想の認定			
			・登録・認定件数：2件以上	→	→	→
			○住民発意の地区まちづくり活動の支援に関する周知啓発活動の実施			
			・周知啓発活動件数：7件以上	→	→	→
○ 景観形成誘導推進事業	まちづくり局	景観法や都市景観条例等に基づき、一定規模以上の建築物等に対して、景観に配慮した取組を進めるよう指導・誘導を適切に行い、周辺環境と調和した良好な街なみ形成を促進します。	**●景観法に基づく届出の適切な指導・誘導**			
			→	→	→	→
			●都市景観条例に基づく届出の適切な指導・誘導			
			→	→	→	→
○ 地域地区等計画策定・推進事業	まちづくり局	用途地域の指定や地区計画等の都市計画決定・変更等により、計画的なまちづくりを推進します。	**●都市計画決定及び変更などの計画的なまちづくりの推進**			
			○地域地区や地区計画の決定及び変更等によるまちづくり誘導			
			・都市計画手続の推進	→	→	→
			○保育所等を適正に導入した優良な開発計画を誘導するための取組の推進			
			・容積率緩和制度の運用開始	・容積率緩和制度の運用	→	→
○ 公開空地の誘導	まちづくり局	総合設計制度に基づき、都市における交流や休息機能に資する公開空地の誘導を進めます。	**●総合設計制度による公開空地の誘導**			
			→	→	→	→

実施施策３５　公園の柔軟な運営による魅力の向上

■公園への民間活力の導入

民間企業による公共還元型の収益施設の設置管理制度が創設されたことを踏まえて、P-PFI 方式による施設整備やネーミングライツの導入に加え、公園への民間企業の出店や民間資金の活用等、民間活力を導入した公園の整備・管理運営の手法について検討を進め、公園の新たな魅力の創出を図ります。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ パークマネジメント推進事業	建設緑政局	指定管理者制度を含めた更なる民間活力の導入のしくみづくりなど、管理運営方法の検討を進めます。	**●公園緑地等の管理運営の推進**			
			・民間活力導入に伴う条例改正等の手続き	・民間活力導入に向けた検討及び実施	→	→
			・オープンスペース等の有効活用の検討及び実施	→	→	→

プロジェクト１３　広域的な緑の魅力向上プロジェクト

実施施策３６　緑と一体となった地域資源の保全・活用

■地域の歴史資源の保全と活用

　貴重な歴史文化遺産であり国史跡指定を受けた橘樹官衙遺跡群や、国登録有形文化財である二ヶ領用水久地円筒分水など、緑とともに存在する地域の歴史資源の魅力向上や、歴史資源を活用したイベントの実施等を推進します。

■自然環境を活用したウォーキングルートの設定

　ふるさと川崎の意識を高め、美しい川崎市の風景や景観をアピールするには、みどり軸、みどり拠点、河川、歴史的資源などが『緑と水のネットワーク』として形成されることが大切です。そのためこれらの自然的環境資源を活かし、楽しめ、川崎を知ることのできるウォーキングルートの設定を、市民との協働により推進します。

【実施施策に位置づける事業】

事業名	所轄局	概要	事業内容・目標			
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業	教育委員会事務局	古代川崎の歴史的文化遺産を後世まで継承するため、市内で初めて国史跡に指定された「橘樹官衙(たちばなかんが)遺跡群」(橘樹郡家跡と影向寺遺跡)の保存・活用を図ります。	●「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づく取組の推進			
			・計画に基づく保存管理・活用の実施	→	→	→
			・史跡指定地の公有地化の推進	→	→	→
			・活用事業への参加者数：150人以上	・活用事業への参加者数：200人以上	・活用事業への参加者数：250人以上	・活用事業への参加者数：350人以上
			・市民との協働による史跡環境整備・維持管理の継続実施	→	→	→
			●橘樹官衙遺跡群の整備基本計画に基づく整備の推進			
			・整備基本計画の策定	・整備に向けた基本・実施設計	・整備推進	→
			●橘樹官衙遺跡群の調査・研究の推進			
			・調査及び研究の継続実施	→	→	→
○ 河川環境整備事業	建設緑政局	二ヶ領用水総合基本計画などに基づき、親水整備ならびに老朽化した施設の更新を行います。	●二ヶ領用水総合基本計画に基づく事業の推進			
			・施設等の整備・更新	→	→	→
○ 高津区地域資源ネットワーク事業	高津区役所	区内の歴史・文化・自然などの地域資源のネットワーク化を図り、回遊性のある魅力的なまちづくりを推進します。	●「高津のさんぽみち」を活用した回遊性のある魅力的なまちづくりの推進			
			○ルートマップ作成・道しるべの設置による回遊性の向上			
			・ルートマップ作成・道しるべの設置(江川～蟹ケ谷ルート)	・ルートマップ作成(大山街道ルート)	・総合ガイドマップの作成	・ルートマップの活用
			○地域資源をめぐるウォーキングイベントの実施			
			・ウォーキングコースの選定・イベントの実施	→	→	→
○ 地域の魅力発信事業	宮前区役所	「歴史的遺産」や「農」といった地域資源を活用し、地域をめぐるウォーキングイベントの実施や、マップの配布による情報発信を行い、郷土愛の醸成と多様な人材の参画による地域づくりを推進します。	●「歴史的遺産」を活用した魅力発信			
			○市民活動団体との協働による宮前歴史ガイドの発行			
			・改訂に向けた調査、配布の実施	・改訂、配布の実施	・改訂に向けた調査、配布の実施	→
			○市民活動団体との協働による歴史ガイドまち歩きマップの発行			
			・2コース改訂、発行及び配布の実施	・改訂に向けた全コース調査及び配布の実施	・2コース改訂、発行及び配布の実施	・2コース改訂、発行及び配布の実施
			●市民活動団体との協働による「農」を活用した魅力発信			
			○市民活動団体との協働による農産物直売所ガイド＆マップの発行			
			・配布の実施	→	→	・改訂、配布の実施
			●ウォーキングイベントの開催による地域資源の魅力発信			
			○市民活動団体との協働による、歴史的資源や地域の農資源、農に関する課題を紹介するまち歩きイベントの開催			
			歴史ガイドでまち歩き:春2回、秋2回開催 農家巡りウォーキング：春1回、秋1回開催	歴史ガイドでまち歩き:春2回、秋2回開催 農家巡りウォーキング：春1回、秋1回開催	歴史ガイドでまち歩き:春2回、秋2回開催 農家巡りウォーキング：春1回、秋1回開催	歴史ガイドでまち歩き:春2回、秋2回開催 農家巡りウォーキング：春1回、秋1回開催

実施施策３７　地域連携による里地・里山の保全と利活用

■広域・近隣自治体との連携

　多摩・三浦丘陵の緑は、八王子市から三浦半島に至る首都圏の貴重な自然的環境資源です。この大切な財産を次世代に継承していくためには、川崎市だけではなく、周辺自治体との連携による緑地の保全や活用に関する共有意識の醸成が大切です。こうしたことから、平成１８（２００６）年度に発足した「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関わる広域連携会議」を通して、今後も自治体間の連携を進めるとともに市民、民間企業、NPO、大学等の研究・教育機関などさまざまな主体との「輪の広がり」を推進します。

■多様な主体の連携による里地里山の保全・活用

　市民、民間企業、教育機関などと協働して、農と自然を活かした地域づくりの拡大や、地域との交流等を推進することにより、里地里山の保全と活用による価値向上と活性化を図ります。また、多様な主体が関わる生田緑地においては、自然の保全・利用方針、及び植生管理計画に基づき、緑地の保全を前提としながら利用との調整を図り、両者が好循環するしくみをつくり、魅力を高めます。

【実施施策に位置づける事業】

事　業　名	所轄局	概　要	事業内容・目標			
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 里山再生事業	建設緑政局	緑の基本計画において「緑と農の3大拠点」として位置付けられている黒川、岡上、早野地区の樹林地を保全・再生することで、良好な里山環境を次世代に継承していきます。	●「黒川地区緑地保全活用基本計画」に基づく取組の推進			
			→	→	→	→
			●黒川海道緑地の散策路等整備に向けた取組の推進			
			→	→	→	→
○ 多摩・三浦丘陵広域連携事業	建設緑政局	首都圏において、貴重な自然環境を有している多摩・三浦丘陵の緑地を市域を越えて関係自治体と連携することで、広域的・効果的に緑地保全を進めます。	●関係13自治体による「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の開催			
			→	→	→	→
			●多摩・三浦丘陵の魅力を発信するイベントの開催			
			→	→	→	→
○ 麻生里地・里山保全推進事業	麻生区役所	里地・里山の保全や魅力をテーマにした講座やイベント等を開催し、地域住民や子どもたちなど若い世代に、里地・里山の魅力や必要性を伝えます。	●里地・里山保全に関するイベント、人材育成交流事業等の開催			
			○里地・里山の自然や文化等を継承し、未来へつなぐ里地・里山カフェ塾や里山フォーラムの開催			
			・里地・里山カフェ塾、里山フォーラム等の開催の継続実施	→	→	→
			○ボランティアの育成、確保等を目的とした人材育成交流事業の実施			
			・あさお里山こどもクラブの継続実施	→	→	→
			●里地・里山の魅力の発信			
			○里地、里山への関心を高め、変わりゆく自然、風景の保存を目的とした風景写真展の開催、風景写真記録集の発行			
			・風景写真展の開催、風景写真記録集の発行	・事業内容の検証・見直しの実施	・検証を踏まえた実施	→
○ 農と環境を活かした連携事業	麻生区役所	区民や大学、学校、農業事業者等と連携し、区内農業資源や環境資源を活かし、地域活性化を推進します。	●黒川地域連携協議会を通じた実施計画に基づく取組の推進・検証			
			・協議会開催回数：2回	・開催回数：2回	・開催回数：2回	・開催回数：2回
			・黒川地域　農と環境を活かしたまちづくり実施計画の更新	・実施計画に基づく取組の推進	→	→
			●岡上地区、早野地区の地域活性化の検討			
			・地域資源調査の実施	・調査結果に基づく取組の検討	→	→
			●農を通じた地域活性化の取組の推進			
			○収穫体験イベント等による地域活性化に向けた取組の実施			
			・実施計画の更新に伴う事業内容の見直し	・見直しを踏まえた実施	→	→

【実施施策に位置づける事業】

事業名	所轄局	概要	事業内容・目標 平成30(2018)年度	 平成31(2019)年度	 平成32(2020)年度	 平成33(2021)年度
○ 多様な連携推進事業	経済労働局	多様な主体との共創による新たな農業価値の創造を図ります。	**●多様な主体(農業者、商業者、工業者、情報産業事業者、大学、福祉団体、市民等)の連携による地域農業の活性化の推進**			
			・多様な主体と連携したフォーラムや連携部会の運営、モデル事業の継続実施	→	→	→
			●「早野里地里山づくり推進計画」に基づく早野地区の活性化に向けた支援			
			・推進計画に基づく早野地区活性化懇談会の開催や協働事業の推進の継続実施	→	→	→
○ 生田緑地整備事業	建設緑政局	生田緑地の自然の保全・利用方針及び植生管理計画に基づき、保全を前提とした利用との調整と、両者が好循環するしくみを推進します。	**●適正な植生管理に向けた取組の推進**			
			・北口地区の植生管理区分と目標植生の検討	・その他地区の植生管理区分と目標植生の検討	→	→

実施施策38　多摩川の利活用による地域活性化

■流域自治体との協働、連携による沿川地域の活性化

流域自治体との協働や連携により、広域的な視点から多摩川の資源を活用することにより、多摩川沿川地域の活性化を図るとともに、多摩川の魅力を全国に発信します。

■沿川地域のまちづくりの推進

沿川町会や商店街と連携して、民間活力を導入した付加価値の高いより開かれた利活用を通じて、沿川地域のまちづくりを推進します。また、多摩川を都市空間における貴重な資源と捉え、市街地での土地利用の動向と連携した多摩川とのアクセス性向上の検討、周辺のまちづくりと一体となった集客の仕組み作りなどを進めます。

【実施施策に位置づける事業】

事業名	所轄局	概要	事業内容・目標 平成30(2018)年度	 平成31(2019)年度	 平成32(2020)年度	 平成33(2021)年度
○ 多摩川市民協働推進事業	建設緑政局	流域自治体との連携により、環境学習や体験活動の取組を進め、さまざまな機会を通して多摩川の魅力を発信します。	**●流域自治体との協働、連携の取組の推進**			
			→	→	→	→
○ 多摩川プラン推進事業	建設緑政局	多摩川の更なる魅力向上を図るため、多様な主体との協働により、水辺の賑わい創出に向けた取組を進めます。	**●多摩川の魅力を活かす取組の推進**			
			○民間活力導入による取組の推進			
			・多摩川緑地バーベキュー広場(二子橋)の適正な運営の継続実施	→	→	→
			・賑わい創出に向けた取組の推進の継続実施	→	→	→
			・利用環境向上に向けた取組の推進	→	→	→
			○協働による取組の推進			
			・市民や流域自治体との協働・連携による取組の推進の継続実施	→	→	→

プロジェクト 14　「臨海のもり」づくり推進プロジェクト

実施施策３９　多様な主体との連携による風の道の形成

■空間活用による実感できる緑の創出

臨海部における緑について、市民や就労者が憩え、実感できる「見える緑」となるよう、質の高い緑の創出に向けた最適な仕組みの検討を進めるとともに、臨海部の土地利用の再編を捉えたまとまりのある緑化地の創出、建物の上部空間等を活用した緑化地の創出や、街路樹の整備を行うほか、事業所と連携しながら緑化を推進します。また、港湾緑地の拡大、都市公園の再編等を進め、多様な緑でネットワーク化することで、水辺環境も含めた「臨海のもり」の創出を図り、都市環境の改善に資する風の道形成を図ります。

【実施施策に位置づける事業】

事 業 名	所轄局	概 要	事業内容・目標			
			平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
○ 都市緑化推進事業	建設緑政局	「臨海部ビジョン」と連携しながら、「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画に基づく、臨海部の環境や景観の改善を図ります。	**●かわさき臨海のもりづくり区域の取組の推進**			
			・東扇島地区の環境整備の推進	→	→	・沿道の環境整備の推進
○ 川崎港緑化推進事業	港湾局	「臨海部ビジョン」と連携しながら、市民と港で働く人々に憩いと安らげる場を提供していくため、魅力ある港湾空間の形成をめざし、港湾緑地整備を推進します。	**●港湾緑地の魅力向上に向けた取組の推進**			
			・港湾緑地の調査、課題抽出、対応策検討	・港湾緑地活用方策決定	・港湾緑地活用方策に基づく取組の推進	→
○ 臨海部活性化推進事業	臨海部国際戦略本部	「臨海部ビジョン」に示す目指す将来像の実現に向けて、効果的な緑地を創出する仕組みの検討、導入を推進します。	**●「臨海部ビジョン」に示す「目指す将来像」の実現のためのプロジェクトの推進**			
			・リーディングプロジェクトの具体化に向けた検討	→	→	→

実施施策４０　臨海部において市民が親しみ憩える良質な緑の創出

■自然・景観・オープンスペースを活用したレジャー機能の発揮

　臨海部ならではの魅力をさらに増進し、多くの利用者を誘致できる空間としていくため、運河や海、質の高い緑などの自然環境の実感や、新たな観光資源となっている工場夜景の眺望を可能とする港湾緑地等の整備を推進します。さらに、港湾緑地における川崎みなとまつり等の各種イベントを通じて、交流やレクリエーションの場としての振興を図るとともに、各種メディアを活用した臨海部全体の魅力の情報発信を進めます。

【実施施策に位置づける事業】

事 業 名	所轄局	概 要	事業内容・目標			
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
○ 港湾振興事業	港湾局	関係団体と連携し、川崎みなと祭りなど各種イベントを実施し、川崎港の振興を図ります。	**●関係団体が開催するイベント等を通じた人々の交流やレクリエーションの場づくりの推進**			
			・川崎みなと祭り、ビーチバレーボール川崎市長杯の開催の継続実施	→	→	→
			●市民が港と触れ合える施設の利用促進に向けた取組の推進			
			・川崎マリエン、東扇島東公園等の施設の利用促進に向けた広報の継続実施	→	→	→
			●港湾空間を活用した新たな賑わい創出に向けた取組の推進			
			・東扇島東公園10周年イベントの開催			
			・クルーズ船(ホテルシップ等)誘致に向けた受入施設の安全評価等の調査	・東京オリンピック・パラリンピックの機会を捉えたクルーズ船(ホテルシップ等)誘致に向けた取組の検討・推進	→	・クルーズ船誘致に向けた検討
○ 港湾緑地維持管理事業	港湾局	港湾緑地における民間イベントの適切な開催を促進し、良好な港湾環境の形成を図ります。	**●港湾緑地でのイベント等の開催の指導・管理**			
			→	→	→	→
○ 臨海部活性化推進事業	臨海部国際戦略本部	「臨海部ビジョン」に示す「目指す将来像」の実現に向けて、臨海部の戦略的マネジメントを推進します。	**●臨海部の魅力を発信し、市民の認知度・理解度向上に向けたPR・ブランディング戦略の推進**			
			○国内外に向けたメディアを活用した臨海部のPRの推進			
			・ニュースレターの発行(年3回)の継続実施	→	→	→
			・PR動画を効果的に活用した取組の推進	→	→	→
			○市民の認知度の向上や市内学校への学習機会の創出に向けた取組の推進			
			・市内学校を対象とした臨海部企業等の見学会の実施(年3回以上)	→	→	→
			・市民に向けた企業活動を伝える仕組みの検討	→	・市民に向けた企業活動のPR推進	→

第１期 川崎市緑の実施計画

発 行 日：平成 30（2018）年３月
問合せ先：川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課
川崎市川崎区宮本町１番地
電話番号：044-200-2399（直通）
Ｆ Ａ Ｘ：044-200-3973
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：53mikika@city.kawasaki.jp